



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲルにおけるラント法とレーン法 (一)
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 39(5-6下), 365-425
Issue Date	1989-10-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16661
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(5-6)2_p365-425.pdf



ザクセンシュピールゲルにおける
ラント法とレーン法（一）

石
川
武

目
次

凡
例

はじめに

一 (概観)

二 (Ienrecht) (以上本号)

三 (Iantrecht) (以下別掲)

四 (ラント法とロー法)

おわりに

補論

凡 例

- ・「Text, I」および「Text, II」=Sachsenspiegel Landrecht u. Sachenspiegel Lehnrecht, MGH, Fontes iuris Germanici antiqui, Nova series, Tomi I Pars I u. Pars II, Editio tertia, hrsg. v. K. A. ECKHARDT, 1973.
- ・「邦訳」=久保正權・石川武・直居淳訳『ザクセンシュペーゲル・ラント法』一九七七年、創文社。
- ・「Ho. I」, 「Ho. II 1」, 「Ho. II 2」=C. G. HOMEYER, Des Sachsenspiegels erster Theil, od. das Sächsische Landrecht, 3. Aufl., 1861 ; Des Sachsenspiegels zweiter Theil, nebst den verwandten Rechtsbüchern, 1. Band, Das Sächsische Lehnrecht und der Richtsteig Lehnrechts, 1842 ; Des Sachsenspiegels zweiter Theil, nebst den verwandten Rechtsbüchern, 2. Band, Der Auctor vetus de beneficiis, das Görlitzer Rechtsbuch und das System des Lehnrechts, 1844.
- ・「Hi. I」および「Hi. II」=H. Chr. HIRSCH, Eike von Repgow, Der Sachsenspiegel (Landrecht), 1936 ; Eike von Repgow, Sachsenspiegel, Lehnrecht, 1939.
- ・「Sch.」=Cl. SCHOTT, Eike von Repgow, Der Sachsenspiegel, 1984 (「ホムスツェ」◎邦訳 R. SCHMIDT-WIEGAND ◎訳)。

・拙稿「ゲヴェーレ」、「アイゲン」、「人についてのゲヴェーレ」、「Eigengewere」、「相続法の位置」¹⁾「ザクセンシュピエゲルにおけるゲヴェーレ」、本誌三七の二、一九八六年、「ザクセンシュピエゲルにおけるアイゲン」、「法制史研究」三六、一九八七年、「人についてのゲヴェーレ・小考」、本誌三七の四、一九八七年、「Eigengewere考」、本誌三七の五、一九八七年、「ザクセンシュピエゲルにおける相続法の位置」、本誌三八の五・六、上、一九八八年。

はじめに

本稿においては、ザクセンシュピエゲルにおけるlantrechtとlenrechtの用語法を網羅的に検討し、さらにそれを踏まえて、同書におけるラント法とレーン法の関係——特に両者の相違——を明らかにしたい。

こうした本稿の課題との関連において、あらかじめ指摘しておきたいことが二つある。

第一。ザクセンシュピエゲルには、rechtをその一部として含む合成語が幾つか見られるが、lantrechtとlenrechtはそれらの中で最も使用頻度の高い語に属する。¹⁾したがって、これら二つの語の用法を調べることによって、——私にとつては年来の宿願である——同書におけるrechtの用語法の検討のための一つの準備作業がなされるだけでなく、少なくとも部分的には、rechtの用語法そのものの検討がすでに開始されている、と言うことができる。²⁾ただし、このことは同時に、本稿における考察が——多くの点で——それだけで完結するものではなく、rechtの用語法の全面的検討を俟ってはじめて完結することを意味するであらう。

第二。言うまでもなく「ラント法」は、ドイツ法史上最も基本的な概念の一つであるが、同時にそれがドイツ法史に

特有な概念であるため、ドイツ法史になじむことの少ない方々にとっては、容易に理解できない概念であろう。⁽³⁾ しかしながら、正直に告白すれば、実はドイツ法史を専攻する者にとつても、ラント法とは何かという問題は難問中の難問なのである。私見によれば、ラント法概念の理解が困難なのは、究極的には、従来一般に行なわれてきたその教科書的定義がいわば消去法にもとづく消極的ネガティブなものにすぎず、中世法の規範構造に即した積極的ポジティブな定義はかつて与えられたことがない、ということによる。⁽⁴⁾ したがって、本稿においても、私は、——少なくともザクセンシュピエーゲルに見られる限り——「ラント法」が中世法の規範構造の中でどのような位置を占めているか、を明らかにするように努めるつもりである。⁽⁵⁾

一

最初に、本節では、ザクセンシュピエーゲル全体において *lantrecht* および *lenrecht* の語がおよそどれだけ用いられているか、を概観しておきたい。

ザクセンシュピエーゲルにおいては、*lantrecht* の語は「諸侯主レクの出自について」の「二」箇所、「ラント法」の部では「三」「二二」の条項中の「二三」「二四」箇所、「レーン法」の部では六「七」⁽⁶⁾の条項中の七「八」箇所、都合一九「二九」⁽⁷⁾の条項中の二〇「三四」箇所に現われる。これに対して、*lenrecht* の語は「諸侯主レクの出自について」の「二」箇所、「ラント法」の部では八「二三」の条項中の八「二三」箇所、「レーン法」の部では八三「八五」⁽⁶⁾の条項中の一〇四「一〇六」箇所、都合九一「九九」⁽⁷⁾の条項中の一二二「一二二」箇所で用いられている。念のために一言すれば、*lantrecht* と *lenrecht* の語は、以上すべての箇所において例外なく名詞である。

見られる通り、「ラント法」の部においては *lantrecht* の語が、*lenrecht* の語よりも多く用いられ、また、「レーン法」の部におけるよりも頻繁に登場する。逆に、「レーン法」の部においては *lenrecht* の語が、*lantrecht* の語よりも（はるかに）多く用いられ、また、「ラント法」の部におけるよりも（はるかに）頻繁に登場して来る。ここまでのところは、いわば事柄の性質上当然のこととして、ここで早くも次のような疑問が浮かび上ってくるであろう。すなわち、全体として *lenrecht* の語が *lantrecht* の語よりもはるかに頻繁に（大雑把に言って三〜五倍程度）用いられているのはなぜか、と。

この疑問を解く鍵は、二つの語の用法に即して言えば、*lenrecht* について見られる用例（ないし定型的表現）の幾つかが *lantrecht* については欠けている、⁽⁸⁾ という外形的事実の中に潜んでいる。その場合、ラント法に関して同一ないし類似の事柄を言うために用いられている表現を調べてみると、—— わちわち *lantrecht* とは言わずに —— 単に *recht* と言っている場合、および、—— *lenrecht* の代りに —— *gerichte* (= *Gericht*) の語を用いている場合が目につく。この事實は、本稿の主題の一つであるザクセンシュピーゲルにおけるラント法とレーン法の関係 —— 特に両者の相違 —— いかん、という問題にとつてもきわめて示唆に富むが、ここではさしあたり問題の所在を指摘するにとどめ、そうした二つの語の用法の相違を明らかにするために、まずそれぞれの語の用例を具体的に見ていくことにしたい。

二

本節では、まず、使用頻度が高らかに高い、また、(*lantrecht* には欠けているものを含めて)より豊富な用例を含む *lenrecht* の用法を検討する。⁽¹⁰⁾

あらかじめ言っておくと、ザクセンシュピーゲルでは、*lenrecht* の語は大別して三つの意味で用いられている。第一

に、レーン法上の「裁判(手続)」「特に判決」・「裁判所」(ないし法廷)・「裁判権」など、一言にしていえば、裁判に関係する形式的・手続(法的)的な語義。第二に、レーン法上の「能力」ないし「権利」(および、それに対応する「義務」)——(学者のいわゆる)「法的地位」(Rechtsstatus)——。第三に、レーン法上の「準則」ないし「客観的な」法規範」。以上三つの語義がそれである。⁽¹¹⁾

(一) まず、lenrecht の用例中圧倒的に数の多い、裁判に関係する形式的・手続(法的)的語義を有する場合を検討する。
 (1) ここではまず、lenrecht の語がいわば単発で——すなわち、特定の前置詞の支配を受けたり、あるいは、(繰り返し現われる)定型的表現の中に位置したりするのではなく、具体的には dat (|| das) lenrecht, al (|| all(es)) lenrecht, sin (|| sein) lenrecht, nen (|| kein) lenrecht などの形で——用いられるケースから始める。

(a) レーン法六九・八に次のような件りがある。「主君のアイゲンであるレーンに關しある判決が非難されるならば、人はそれにつき最後には帝國(=國王裁判所)の前に持ち出すべきである。けだし國王は、あらゆる人の首に關するおよびアイゲンに關するおよびレーンに關する裁判官に選ばれているからである。それゆえに al (すべての) lantrecht および lenrecht は彼 (=國王) に始まりを持つ、けだしヘーアシルトは彼に始まるからである」。

すでに別稿で論じておいたように(そして、本稿でも後に再論するつもりだが)この条項はいわばザクセンシュピエゲルの著者自身による(lantrecht および)lenrecht の定義を含んでいる。⁽¹²⁾ すなわち、——レーン法に限れば——國王は何よりも「レーンに關する(最高の)裁判官」なのであり、この箇所の lenrecht は——われわれ現代人がこの語でまず思い浮かべる客観的・実体的な法規範ではなく——「レーンに關する裁判権」にほかならない。

(b) とところで(帝國領である)レーンは、⁽¹³⁾國王に始まりヘーアシルトの序列に従って、たとえば國王から(聖俗の)諸侯へ、諸侯からフライエ・ヘレン、フライエ・ヘレンから参審自由人へというように、順次(又)授封されていく。⁽¹⁴⁾

その場合、各段階における受封者は、レーンそのものに対する支配権と並んで(あるいは、それに当然含まれるものとして)、同時に自らの家臣に対するレーン法上の裁判権をも受領していることに注意しなくてはならない。⁽¹⁵⁾

換言すれば、主君は——レーンの「ラミッド」のそれぞれの段階において——自らの家臣に対するレーン法上の裁判権をもち、具体的にはレーン法上の「裁判」を主宰する。単発で用いられる *lenrecht* の語はこの「レーン法(上)の裁判」を意味することがある。たとえば、「最高の主君としての」国王は、禁制日の間でも、また教会内を別にしていかなる場所でも、*sin lenrecht* を開催することができる⁽¹⁶⁾し、「主君が *sin lenrecht* を開始した⁽¹⁷⁾」り、「主君の *lenrecht* が判決をもって延期され⁽¹⁸⁾」たりすることがある。これらの箇所において *lenrecht* の語がレーン法上の「裁判」(ないし、「裁判集会」)そのものを指していることについては纏説を要しまい。因みに、こうした用法は「レーン法」の部の都合七箇所に登場してくる。⁽¹⁹⁾

(2) 次に、*lenrecht* の語が特定の形容詞の支配を受けて、あるいは、ある定型的表現の中に出てくる場合に移る。

(a) まず、数の最も多い——具体的には、「レーン法」の部の三三箇所、「ラント法」の部の二(四)箇所、「諸侯主の出自について」の二(二)箇所、都合三三(三八)箇所に見られる——前置詞 *to* (= *zu*) の支配を受ける場合、すなわち *to* (*deme od. sime*) *lenrechte* という表現を検討する。これは幾つかに分けて考察しなくてはならない。

(a) 簡単なものから始めると、「レーン法」部の九箇所に (*in. od. in.*) *to lenrechte degedingen* という定型的表現が登場してくる。⁽²⁰⁾ これらはすべて、一見明白に、「誰かに対し」裁判期日を定めて(彼を)レーン法廷(=レーン法裁判所)に召喚する⁽²¹⁾という意味である。因みに、この場合、召喚するのはすべて「主君」、召喚されるのはすべて「家臣」である。⁽²²⁾ また、このレーン法廷への召喚の契機が明示的に述べられていることは少ないが、⁽²³⁾ いずれも主君が家臣を(何らかの落度のかどで)問責しようとするケースを念頭に置いたものと推定される。⁽²⁴⁾

なお、「レーン法」の部の一箇所にだけ、「誰（＝家臣）に対し主君が dach（＝Tag）to lenrechte bescede（＝bestimme）よりも以前に」という表現が出てくるが、⁽²⁵⁾これも、実質的には「レーン法廷の裁判期日を定める」と言っている点で、右の定型的表現と共通する。⁽²⁶⁾

⑥ 同じく「レーン法」の部の四箇所に、to deme (od. sine) lenrechte (nicht ne) komen（＝kommen）という表現が現われる。⁽²⁷⁾これらはすべて、疑問の余地なく、「レーン法廷に出廷する（あるいは、しない）」という意味に解される。因みに、この場合の主語、つまり出廷するのは、まずもって——主君と所領の帰属をめぐって争っている——「家臣」であるが、⁽²⁸⁾逆に「主君」自身、および、——主君のレーン法廷を構成する（具体的には、そこで判決を発見したり代弁人や証人となる）——「他の（家臣たち）」のこともある。⁽²⁹⁾

なお、「レーン法」の部の一箇所にだけ、「（主君からレーン法廷への参集を命じられた）家臣が（レーン法廷の開始に遅れて、しかし）午前中に in des herren lenrecht kunt（＝kommt）」という表現が出てくるが、これも、右に述べたのと基本的には同じこと（＝「主君のレーン法廷へ入廷する」を言っているものと解される）。⁽³⁰⁾

⑦ 同じく「レーン法」の部の三箇所に、sime herren to lenrechte stan（＝stehen, sich stellen）という表現が出てくる。⁽³¹⁾調べてみると、これはいづれも、（何らかの落度のゆえに）主君から問責を受けた家臣が「主君のレーン法廷に（その裁きを受けるべく）出頭する（あるいは、している）」という意味で用いられていることがわかる。⁽³²⁾

⑧ 同じく「レーン法」の部の二箇所には、to lenrechte antwarden（＝antworten）という表現が見られる。⁽³³⁾これはいづれも、疑問の余地なく、レーン法廷で訴えられた家臣または主君が自分を訴えた主君または家臣に対し「レーン法廷」において応答（・応訴）する、⁽³⁴⁾という意味になる。

⑨ 同じく「レーン法」の部の三箇所には、(fm.) to lenrechte ordel vinden（＝Urteil finden）という表現が現われ

る。⁽³⁶⁾これはいずれも、一見明白に、「レーン法廷において(誰かのために)判決を発見する」という意味である。⁽³⁶⁾

f) 右の③に挙げたうちの一箇所は、to lenrechte ordel to vindene (＝zu finden) のあと、tuch unde vorspreke to wesene (＝Zeuge und Fürsprech zu sein) と続いている。⁽³⁷⁾これは全体として、言うまでもなく、「レーン法廷において判決を発見し、代弁人となること」という意味である。したがって、帝国諸侯である司教が「帝国(＝国王裁判所)の前で to lenrechte (および to lanrechte) 判決を発見し、また判決に賛同し、また代弁人となる」ことができるか否かを論じた「諸侯主の出自について」の(二)箇所も、それと同様に(国王の)「レーン法廷において」の意味に解すべきであろう。⁽³⁸⁾

g) 以上のように読み解いてくると、法廷における裁判(ないし、審理)手続との関連において登場する次のような to demene lenrechte が(主として)「レーン法廷において」(時には、「レーン法廷へ」)を意味することは、比較的すんなりと理解できるはずである(特に訳さない場合、「レーン法廷において」の意)。

「To lenrechte 他の者の証人となる」。「(主君の代弁人として) to lenrechte 彼(に代つて彼)の言葉を話す」。「彼(＝主君)がその(者)の問責のために(＝その者を問責するために)(裁判期日を定めて)そこへ召喚しておいた彼のある家臣を、(使いの者を通じて) to lenrechte (レーン法廷へ)出廷、するよう求める」。「帝国の緊急の必要 (de not ＝具体的には hervart (＝Heertafel) や hofvar: (＝Hoffahrt) を命じられたため、主君から召喚されたレーン法廷へ出頭できなかったこと)が to demene lenrechte 証明される」。「彼の承知につき(＝彼が債務を承知していることにつき) (to lanrechte または) to lenrechte 彼の責を問う」。「主君から to lenrechte (その)所領(の授封ないし引渡)を要求する」。「それ(＝所領)が (to lanrechte または) to lenrechte 彼から(判決をもって)剝奪される」。「父と同等出生身分である(息は to lenrechte 父の(ヘーア)シルトを立証、貫徹する」。「彼等(成熟＝満二歳を過ぎてはいるが、成年＝満二歳には達していない子たち)は、自分の主君の家臣(＝自分の家臣仲間)一人を、自分を to lenrechte 代表・擁護する後、見人に選ぶことができる」。「封、相続人

たる(子は彼の成熟(=満二歳)以前に to lenrechte (授封を求めるべき年期を)懈怠によつて失うことはありえない⁽⁴⁸⁾。

(b) to lenrechte という表現は、ほかに「ラント法」の部の(二)箇所、「レーン法」の部の二箇所に現われるが、ここでは「レーン法(の準則)上」という意味で用いられているので、後に改めて考察することにする⁽⁴⁹⁾。

(b) 次に、前置詞 *binen* (= *innerhalb*) の支配を受ける場合、つまり *binen lenrechte* という表現に移る。この表現は「レーン法」の部の一〇箇所に現われるが、疑問のある一箇所を除くと、他の九箇所はすべて一見明白に「レーン法廷(内)において」の意味である。

念のために、関係箇所の具体的な内容を調べてみると、一箇所においてだけは、(主君による家臣の)「問責」が「レーン法廷(内)においておこなわれる」とされている⁽⁵²⁾。他の箇所においては(実質的な)主語はすべて「家臣」であり、その「家臣」が「レーン法廷(内)において」おこなうことは、次の三つに大別することができる。第一に、「代弁人となりまた判決を発見する」または「証人となる」など、レーン法廷における裁判(ないし、審理)手続上、ある能動的な機能を果たすこと⁽⁵³⁾。第二に、「約定する (*loven* = *versprechen, geloben*)」こと(因みに、レーン法についても(家臣の)約定は、「レーン法廷で」結ばれた場合にはじめて、いわば「法的効果」をもち「法的(=裁判所による)保護」を受けうる、とされている⁽⁵⁵⁾。第三に、「主君の許可なしに坐る」、「代弁人に対し公然と(=皆に聞こえるほど大声で)話す」、「蠅または蚊または虻を追い払う」など、レーン法廷における作法(特に、罰金の対象となるおそれなしとしないような不作法)⁽⁵⁶⁾にかかわること。なお、「レーン法」の部の一箇所にだけ現われる *in lenrechte* および *an lenrechte* という表現も、内容的に、それぞれ「証人になる」ないし「判決を発見する」ことにかかわっており⁽⁵⁷⁾、実質的に右の *binen lenrechte* と同じことを言っていると解される⁽⁵⁸⁾。

(c) 次に、前置詞 *mit* の支配を受ける場合、つまり *mit lenrechte* という表現に移る。この表現は「レーン法」の部

の一四箇所に見られ、⁽⁵⁹⁾ の中には(後述するように)難解な条項が一・二含まれるが、基本的にはすべて、(広くは)「レーン法廷における裁判手続をもつて(ないし)、を経て」、「あるいは特に、「レーン法廷の判決をもつて(ないし)、を得て」という意味に解することができる。

① このうち最も多いのは (im. etw.) mit lenrechte verdelen (= absprechen) という定型的表現であり、六箇所に登場して⁽⁶⁰⁾くるが、これはいずれも、疑問の余地なく、(主君が)「誰か \parallel 家臣から、何かを(レーン法廷の判決をもつて)ないし、を得て)剝奪する」という意味で用いられている。なお、「レーン法廷の判決をもつて剝奪」されるのは、具体的には、五箇所においては(レーンである)「所領」(gut = Gut)⁽⁶¹⁾一箇所においてだけは、(家臣がそれに対して持つ)「ゲヴェーレ」(= 占有・支配のための権原)⁽⁶²⁾である。

なお、このほかに一箇所、it (= len) eme (= eneme manne) mit lenrechte gebreken (= brechen) という言い回しが出てくるが、それが、実質的には右に述べた mit lenrechte verdelen とほぼ同じく、「そのレーンの(占有権を否認する)という意味になることについては縷説を要しないであろう」⁽⁶³⁾。

② 次に多いのは、四箇所に出てくる mit lenrechte dvingen (= zwingen) という定型的表現であるが、⁽⁶⁴⁾ これまた、いずれも疑問の余地なく、「レーン法廷の判決をもつて(ないし)、を得て)強制する」という意味である。また、「強制」されることの内容は、二箇所で「(主君が)所領を授封すること」⁽⁶⁵⁾、一箇所では(最後、所領の剝奪という手段に訴えてでも)「(家臣を)証人として出廷させる」こと、⁽⁶⁶⁾ もう一箇所では——「見せかけの授封」との関連で——「(外見だけ授封されていた家臣が)所領を(実際に)占有(・支配)すること」⁽⁶⁷⁾である。

③ 右の定型的表現に属していない残りの三箇所⁽⁶⁸⁾については個別的に検討するほかないが、その結果だけを摘記すれば以下の通りである。そのうちの二箇所は、(狭く)「レーン法廷の判決をもつて」と解するよりは、(広く)「レーン法廷

における裁判、手続をもつて」と解した方が妥当と思われる。⁽⁶⁹⁾ 他の二箇所は、いずれも内容的把握の容易でない箇所だが、いろいろ検討してみると、結局、「レーン法廷の判決をもつて」という理解に落ち着きそうである。^{(70) (71)}

(二) 以上で、裁判に関係する形式的・手続(法)的用例の検討をひとまず終わり、⁽⁷²⁾ 次に、lenrechtの語がレーン法上の「能力」ないし「権利」(および「義務」)を意味する場合に移る。

(一) ここでは、典型的表現に属するものは後廻しにして、まず、単発の形で現われるものと前置詞の支配を受けるものを一括して考察する。

(a) ザクセンシュピーゲルにおいては、早くも「ラント法」の部の冒頭近く(一・三・二)に、「ヘーアシルト」(her(e)scilt || Heerschild)に関する規定が登場する。⁽⁷³⁾ (一般的意味における)「ヘーアシルト」とは、言うまでもなく、「能動的・受動的)レーン能力」(aktive u. passive Lehnsfähigkeit——つまり、授封能力・受封能力)のこと、学者のいわゆる(レーン法上の)「法的地位」——であり、⁽⁷⁴⁾ したがって、原則的には、「ヘーアシルト」を持つ者でなければ、(主君として)授封することはもちろん、(家臣となって)レーンを受領することもできない。lenrechtの語は、このような(一般的な)意味での her(e)sciltの同義語として、すなわち「レーン(法上の)能力」という意味において用いられる。⁽⁷⁵⁾

ザクセンシュピーゲル・「レーン法」の部は、その冒頭において、まず右の「ヘーアシルト」に関する規定の要点を繰り返したのち、⁽⁷⁶⁾ 次のように lenrechtを欠く者を列挙している。「聖職者(および)婦人、村民ないし、農民——dorper(e)、商人、および recht(|| 各人生得の法)を欠きあるいは不真正に(unecht)生まれた者すべて、および父(の代)および祖父(の代)から騎士の出自を持たない者すべて、これらの者は lenrechtを欠くべきである」。⁽⁷⁷⁾ この lenrechtが「レーン(法上の)能力」の意味であることについては縷説を要すまい。

右に引用した条項でもっと注目されるのは、そこに(この意味での)lenrechtと(各人生得の)法」という意味での)rechtと

の相関關係が示唆されている点である。すなわち、「rechtを欠く者(＝法喪失者)はすべて(当然)lenrechtを欠く」となる⁽⁷⁸⁾。それだけでなく、息は——父と同等出生身分(evenbordich＝ebenbürtig)であるかぎり、つまり、父と同じrechtを有するかぎり——父の「ヘーアシルト」を継承し、「ヘーアシルト」に生まれついた者だけがan lenrechte vollkomen(＝vollkommen)(レーン能力について完全)なのである⁽⁸¹⁾。

因みに、教皇といえども「lanrechtおよび」(この意味での)lenrechtを悪化させるような法は一切制定しえない⁽⁸²⁾し、また、(教会の)破門(ban＝Bann)は「いかなる者の(lanrechtおよび)lenrechtをも損わない⁽⁸³⁾」。ただし、次の三つの場合にかぎっては、その持主はこのlenrechtを喪失する。第一に、成熟(＝満一二歳)に達した者が修道院に入り、自らの「lanrechtおよび」lenrechtから離脱した⁽⁸⁴⁾場合——なおこの点は、「聖職者」(一般)になった場合も、同様であろう⁽⁸⁵⁾。第二に、「誰であれ不忠(truwelos＝treulos——忠誠の欠如)、または帝国勤務(des rikes dienst——具体的には、帝国出陣(Reichsheerfahrt)中の軍隊)からの逃」(herewichich＝lahnenflichtig)の罪に帰せられた者があれば、その者から人は彼の名誉(ere＝Ehre)および彼のlenrechtを(判決をもって)剝奪する⁽⁸⁶⁾。第三に、殺人・傷害などの「犯罪」(ungeriche)を犯した者は、かりに生命・身体刑を(換刑贖罪金を支払って)請戻しても、判決をもって rechtlos(法喪失者)と宣告されるが、これらの者も——前述した原則により——当然lenrechtを喪失することになる⁽⁸⁷⁾。

因みに、この(a)に数えに箇所は、「ラント法」の部の六箇所、「レーン法」の部の二箇所、都合八箇所である⁽⁸⁹⁾。

(c) lenrechtの語はさらに、(授封された)家臣の「レーンに対する支配権」(あるいは「レーンを現実支配する権利」という意味で用いられる。こうした用例は、「レーン法」の部の八箇所に見られるが、文言上、たとえば lenrecht an demme gudeなどの形で、前置詞 an を介して授封対象物が明示されていることを特徴としている⁽⁹⁰⁾。

ところで、この意味における lenrecht は、言うまでもなく今日の(実体的)権利概念に最も近いものであるが、それに

もかかわらず、今日われわれが「レーンに対する支配権」として思い浮かべるものと、次の点で大きく異なっていることに注意しなくてはならない。

まず、この意味での *lenrecht* の語は、—— 家臣がレーンとして完全な支配権を持つていないはずの —— *recht* (e) *len* (正規のレーン) については用いられることがなく、それが姿を見せるのは、婦人や「*lenrecht* を欠く者」(一般) がレーン能力の欠如にもかかわらず授封された場合など、(今日の概念からすれば) むしろ「レーンに対する支配権」に少なくともなにかの制約ないし問題がある場合に限られている。⁽⁹²⁾

次に、関係条項(ならびに前後の条項) について、*lenrecht* が具体的にいかなる「権利」を指しているかを調べてみると、すべての場合について少なくともそれが「授封された」所領(ないし、レーン)を現実に支配する権利」を含んでいることは明らかである。しかしそれには、多くの場合、(家臣が死亡した場合の)「相続権」や(主君の側に異動が生じた場合の)「授封更新請求権」、あるいは、(自分の家臣に対する)「又授封権」が欠けている。⁽⁹⁴⁾ さらに、「*lenrecht* を欠く者」が授封されても、(他の家臣の異議があれば)主君のレーン法廷で証人となりあるいは判決を発見することはできない。⁽⁹⁵⁾

ここで取り上げた *lenrecht* とは、その具体的用例に則して見るかぎり、こうした限定や欠落をもった、その意味でいわば括弧づきの「レーンに対する支配権」(極言すれば、もともと疑わしい場合に単に、レーンを現実に支配するだけの権利)にすぎないのである。⁽⁹⁶⁾

(2) 次に、*lenrecht* の語が定型的表現の中に現われる場合について検討する。

(a) まず、「レーン法」の部の八箇所と「ラント法」の部の一箇所、都合九箇所に、*lenrecht dun* (= *tun*) (直訳すれば、「レーン法をおこなう」という表現が現われるが、これは(一応)二つにわけて考えなければならぬ。

① これらのうち五箇所では、さらに助動詞 *mogen* (= *können, dürfen*) が加わって、*lenrecht dun mogen* (= レー

ン法をおこなうことができ(98)となっており、さらにそのうちの三箇所では「mit gude (または dar mede = damit) という形で、「lenrechtをおこなう」対象物(具体的には、所領)が明示されている。ほかに、mogenは欠けているが dar mede を伴う箇所がもう一つある(99)。

これらの六箇所はすべて、(文言上も)「ある所領について(レーン法上の権利)を行使することができる」という意味になるが、さらに、この場合、具体的にいかなる「権利」が行使されているかを調べてみると、これらすべての箇所に共通して、「家臣が(こんどは主君として)ある所領を(自分の家臣に)(又)授封する」ことがその実質的内容であることがわかる。ただそのうちの二箇所だけは、それと並んで、「家臣が」ある所領を(現実に)把握・占取して自らの(利)用に供する」というニュアンスをも含んでいる(99)。

なお、この定型的な表現には属さないが、単発の lenrecht の語が同じく「又授封権」の意味で用いられている箇所が「レーン法」の部に一つある(100)。

⑥ 再び lenrecht dun という定型的表現に戻ると、残り三箇所のうちの二箇所は、lenrecht dun scolen (= sollen) (=レーン法をおこなうべきである)、二箇所は lenrecht to dunde weigeren (=レーン法をおこなうことを拒む)となっていて、いずれも「レーン法上の権利を行使する」と訳すわけにはいかず、当然「レーン法上の義務を履行する」と解さなくてはならない。しかし、ここでもまた、履行されるのはいかなる「義務」かを調べてみると、これらの三箇所すべてにおいて、「(主君が家臣に対し)授封する」ことがその具体的内容であることがわかる(101)。

ところで、同じ lenrecht dun という表現が、なぜこのように「権利を行使する」という意味になったり、「義務を履行する」という意味になったりするのだろうか。この疑問に対してはとりあえず次のように答えることができる。すなわち、ある家臣が主君から受領したレーンを自分の家臣に(又)授封するのは、それ自体としては彼の「権利」に属するが、

當時すでに(家臣が死亡した場合の)「相続権」や(主君が交替した場合の)「授封更新請求権」ともいうべき「権利」が形成されていて、そうした場合に主君が授封することはむしろ彼の「義務」であつた、と。

しかし、さらに進んで次のように問われた場合、この解答だけでは必ずしも納得を得られまい。すなわち、それならば、*lenrecht dun* という表現を——九箇所すべてに共通する具体的内容に即して——はじめから「授封する」と訳してしまえば、「権利」か「義務」かという問題はそもそも生じないのではないか、という疑問がそれである。ある意味では、確かにその通りである。しかし、ここで⑥に数えた三箇所では、もっぱら主君が家臣に対して負う(授封)義務(言うまでもなくこれは、裏を返せば、家臣が主君に対してもつ権利である)だけが問題になっているのに対して、④に数えた六箇所においては、すべて(自分の上に主君ないし上級主君を戴く)家臣が(こんどは自ら主君として)自分の家臣に対して持つ(又、授封の)権利が問題になっている、ということとは単なる偶然であろうか。おそろしくこうした点に、ザクセンシュピーゲルの著者の立脚点(＝いかなる身分に身を置いて物事を見ているか)を垣間見ることができるのである。

(b) 次に、「レーン法」の部の「(一)(二)箇所に *lenrechtes* (an deme gude) *weigeren* (＝所領について) レーン法を拒む」という表現が見られるが、これは、右の(a)・①で検討した *lenrecht to dunde weigeren* と同じく、「(主君が家臣に対し)ある所領について(レーン法上の義務を履行することを拒む)、具体的には(主君が家臣に対し)ある所領を授封することを拒む」という意味である。

(c) 次に、「レーン法」の部の三箇所と「ラント法」の部の「(一)箇所、都合三(四)箇所に *lenrecht plegen* (＝*pflegen*) (＝レーン法を培い育てる)という表現が出てくる。これらの箇所は、通常、やはり「レーン法上の義務を履行する」と訳されており、それはそれとして間違つてはいないのだが、ここでもこのレーン法上の「義務」の具体的内容を検討してみると、次のような結果が得られる。

まず、「ラント法」の部の「(一) 箇所では、主君が家臣(およびその子たち)に対してこの義務を履行すべき (lenrecht plegen scolen) ものとされ、しかもその具体的内容は、関連条項の文脈から、家臣(およびその子たちの) volge (≡授封更新の請求) に応じて授封することと見当がつく。⁽¹⁰⁾ したがってこれは、前述の (a)・(b)、および、(b) と基本的には同一の用法ということになって、一見何の問題もないように見える。しかし、(すぐ後述する)他の三箇所と比較すると、主君が家臣に対してこの義務を負うとされているのはこの箇所だけあり、この用例はすでにその点でまったく孤立した例外的なものとなっている。⁽¹¹⁾

これに対して、「レーン法」の部の三箇所は、家臣が主君に対してこのレーン法上の「義務」を履行する (lenrechtes plegen)、としている点では一致している。⁽¹²⁾ したがってまた、(家臣が主君に対して負う義務である以上) この「義務」が具体的には「授封」を意味しえないことだけははっきりしている。しかし、それ以外に関係条項の文言から明らかにできるのは、この「義務」が家人の負う *hovelechtes plegen* (≡ホーフレヒトを培い育てる) という義務に対応していること、今一つ(同じ表現が二度現われるレーン法四・五について)は、それが(家臣が主君に対して負う) *denen* (≡*dienen*——「奉仕」または「勤務」する)義務と並んで現われる、つまり *denen* と(基本的には同じものであるか、あるいは、それと)相互補完的な関係にあるものを指している、ということだけである。⁽¹³⁾ そこで、これらの点を手がかりにさらに検討を進めると、この「義務」の具体的説明につながりうることとして、次の諸点が浮かび上ってくる。

第一に、「ラント法」の部の七箇所 *rechtes plegen* (≡直訳すれば、「法を培い育てる」、通常「法的義務を履行する」、と訳されている) という表現が見られるが、これらの箇所(少なくとも、そのほとんどすべて)においては、参廷(≡裁判集会参加)義務者または被告自身 *裁判官* に対してこの「義務」を負うとされており、⁽¹⁴⁾ したがって、この「義務」の具体的内容は、(召喚に応じて裁判を受けるべく)出頭すること、あるいは、(裁判集会に参加して、具体的には判決を発見し、あるいは

は、代弁人や証人になるなど、ある能動的な機能を果たすことによつて（裁判（の遂行）に協力すること、である。⁽¹⁰⁾ 第二に、家臣が主君に対して負う *denest*（「奉仕」ないし「勤務」）は、要約的に言えば、*her(e)vart*（＝*Heerfahrt*——出陣ないし軍役、義務）と *hofvart*（＝*Hoffahrt*——主君の邸館への出仕義務）とから成つてゐる。⁽¹¹⁾ 第三に、特に *des rikes denest*（＝*Reichsdienst*）の語は、もっぱら（帝国の）*Heerfahrt* の意味で用いられることもあるが、それと *Hoffahrt* の両者を含めて用いられることもあり、⁽¹²⁾ それどころかも、つばら、レーン法（上の）裁判との関連で用いられることさえある。⁽¹³⁾ 第四に、*denen* と *lenrechtes plegen* が並んで現われるレーン法四・五は、次のような論旨の流れの中に立つてゐる。すなわち、*des rikes denest*（この場合、もっぱら出陣ないし軍役義務）⁽¹⁴⁾ についての規定が、レーン法四・一から始まり四・三まで続く。次に四・四は、「家臣がレーン法廷で判決を発見する」⁽¹⁵⁾ ことも「主君に *denen* する」もう一つの態様である、⁽¹⁶⁾ と言ふ。問題のレーン法四・五はこの後に続いてゐるのである。

以上のように見てくれば、レーン法四・五においては、——すでに *denen* の語そのものが「参廷義務」を含む可能性さえあるが、その点はいずれにもせよ——*lenrechtes plegen* が「主君のレーン法廷に参加して裁判に協力する」という意味になることはほぼ間違いないところであらう。もう一箇所の——家人の *hovrechtes plegen* と対をなしてゐる——*lenrechtes plegen* も（必ずしも家臣のレーン法上の義務一般と解する必要はなく、その中で最も重要な）「参廷義務」あるいは「主君のレーン法廷に参加して裁判に協力する」義務と解していつこうにさしつかえがない。⁽¹⁷⁾ また、「レーン法」の部の一箇所にだけ姿を見せる (*erne herren*) *lenrechtes helpen*（＝*helfen*）——つまり、（主君のために）*lenrecht*（が実現するよう）助力する——という表現も、実質的には「主君のレーン法廷に参加して裁判に協力する」という意味であることははっきりしてゐる。⁽¹⁸⁾

(3) 以上のように、（通常）レーン法上の「能力」ないし「権利」（および「義務」と解され（てい）る *lenrecht* の用

法を検討してきた結果、最後、再び「裁判」という(形式的・手続(法的な)語義に突き当たったこと (lenrechtes plegen は、右の理解に立てば、「レーン法 II (レーン法上の) 裁判を培い育てる」ことである) は重要な意味をもっている。というのは、そこから遡って考え直してみると、この (二)・(2) で検討した用例が、実はいずれもそれと同じ語義をもつか、あるいは、少なくともそうしたニュアンスをも併せもっていることがわかるからである。

たとえば、lenrechtes weigeren (II レーン法を拒む) という表現は、(2)・(b) で検討したように、実質的には(主君が家臣に対し)「授封を拒む」という意味である。しかし、主君による授封(更新)が「判決をもつて(ないし、を得て)」あるいは、「裁判(手続)をもつて(ないし、を経て)」おこなわれること⁽¹⁹⁾を思えば、(主君が家臣に対し)「授封を拒む」とは、「レーン法 II (レーン法上の) 裁判を拒む(少なくとも、授封に必要な裁判形式の手続をとらうとしない)」とほとんど同義である、と言つてよいであろう。また、(2)・(a)・(b) で検討した(主君が家臣に対して負う義務としての) lenrechtes dun というのも、——特に lenrechtes weigeren と同義の lenrechtes to dunde weigeren という表現について考えてみれば明らかなように、「レーン法 II (授封に必要な) 裁判(形式の手続)をおこなう(のを拒む)」というニュアンスをもっている。ここまですれば、(2)・(a)・(b) で検討した(主君の権利としての) lenrechtes dun も、「レーン法 II 裁判(形式の手続)をおこなう(をおこなつて、授封する)」というニュアンスを含みうることは、改めて説明するまでもあるまい。——こうして、(2) で検討した用例は、実はすべて、多かれ少なかれ「裁判(手続)」という語義を(併せ)もっていることになるのである。⁽²⁰⁾

(三) 最後に、lenrecht の語がレーン法上の「準則」ないし「客観的な法規範」を意味する用例を検討する。

(1) ここでは、これまでと順番を変えて、lenrecht の語が形容詞の支配を受けて、あるいは、定型的表現の中に登場してくる場合をまず取り上げる。

(a) 最初に、「レーン法」の部の六箇所に出てくる *alse lenrecht is (= wie es das Lehnrecht ist)* という定型的表現について。この表現がすべての箇所において、字義通り、「レーン法がそうであるように」という意味であり、したがって、この場合 *lenrecht* の語が (レーン法上の) 「準則」ないし (客観的) 「法規範」を指していることは明らかである。しかし、われわれはここでもまた、その具体的内容にまで踏みこんでみなくてはならない。

関係条項を個別的に調べてみると、この場合「レーン法」と言われているものは、具体的には、二箇所においては「証人によつて立証すること」、一箇所においては「問題の所領を授封した旨保障すること」など、要するに法廷での審理手続——それも証明手続——に關している。集中的に現われる残りの三箇所はいずれも、問責のためにレーン法廷への出頭を命じられた家臣がそれに応じなかった場合に、主君がステップを追つて (それぞれについて) 「判決をもつて」⁽¹²⁾ 判決を得ながら) 家臣の不出頭を確証 (し、最後その家臣から所領を判決をもつて剝奪) するための (審理) 手続——したがつて、これまた (家臣の) 「不服従」の (証明) 手続——に關係している⁽¹²⁾。

この場合、*lenrecht* の語は確かに (客観的法規範としての) 「レーン法」を意味している (|| 「レーン法がそうあるように」、または、「レーン法がそう定めているように」)。しかし、その「レーン法」の内容は、具体的にはすべてレーン法廷での審理手続にかかわっている (したがつて、実質的意味をとるには、この表現はむしろ「レーン法が求める手続の通り」と訳した方がわかりやすい)⁽¹³⁾、ということを見落すわけにはいかないのである。

(b) 次に、「レーン法」の部の二箇所に *na (= nach) lenrechte* という表現が現われる。このうちの二箇所は、一般には「レーン法廷において」と訳されているほどであり、——*na* という前置詞にこだわつて——一応「レーン法に従い」と訳してみても、実質的には——(a) の *alse lenrecht is* と同じく——「レーン法が求める手続に従い」という意味であることには違いない⁽¹³⁾。もう一箇所も、同じく「レーン法が求める手続に従い」と解することは可能であるが、

その場合注意すべきは、この「手続」が(法廷における)裁判手続から離れ始めており、それだけ「レーン法上の準則に従い」というニュアンスが強くなっていることである。⁽¹²⁾

(c) とところで、先に「レーン法廷において」という意味の *to lenrechte* を考察したさいに、「レーン法上」(ないし、「レーン法上の準則に従い」)の意味に解される「ラント法」の部の(二)箇所、「レーン法」の部の二箇所、都合二(四)箇所は留保しておいた。⁽¹³⁾ ここで——右の *na lenrechte* に次いで——これらの箇所の *to lenrechte* について検討してみると、*lenrecht* の語はこれまで見てきたものとははっきり異なった基調を示すことに気がつく。すなわち、これらの箇所はいずれも、「レーン法上」あるいは「レーン法」における(審理)手続とのつながりをもたず、かえって「相統権」とかかわる(今日の意味での、あるいは実体的な)「法」を指している。⁽¹⁴⁾ ただし、こうした用例が登場するのが、いずれもドイツ語第一版ではなく、それ以後の新しい版に属する箇所である(つまり、この用例は比較的新しいものと推定される)ことに注意しなくてはなるまい。⁽¹⁵⁾

なお、ほかに「ラント法」の部のもう(一)箇所、単発の *lenrecht* の語が、右の場合とまったく同じ意味で用いられているが、この箇所も新しいテキスト層に属している。⁽¹⁶⁾

(2) 最後に、これまで検討されることなく残されていた *lenrecht* の用例を一括して検討する。因みに、これは「レーン法」の部の都合五(六)箇所⁽¹⁷⁾に現われるものである。

(a) 「レーン法」の部の最初の条項は、「誰であれ *lenrecht* (のこと) を知ろうと望む者は、本書(ないし、本巻)の教えに従うべきである」と言い、また、「レーン法」の部の末尾の条項は、「私は(これで) *al lenrecht* を片づけた」と言う。⁽¹⁸⁾ これらの箇所の *lenrecht* は、「一見明白に」、「レーン法」(一般)を意味し、実質的には、(まさに、ザクセンシュペーゲル

ルの「レーン法」の部に叙述されているような)「客観的」法規範の総体」を指している。

「レーン法」の部の冒頭に——「ラント法」の部からの橋渡しとして——付加された、「以上はラント法について述べてきた、以下は *dat* *lenrecht* である」という一文においても、*lenrecht* の語はそれとまったく同じものを指している。また、もう一箇所の「上述の *lenrecht* が教えてくれるように」という件りの *lenrecht* も、基本的には同じように解してよいであろう。⁽¹³⁾

残りの二箇所は、同じ条項中に、偶然、*van* (= *von*) *gemeene* (= *gemeinem*) *lenrecht* という同じ形で現われる。⁽¹⁴⁾ この *gemeene lenrecht* は、(*Gerichtslahn, Eigenlahn, Burglahn* など)「特殊なレーン」(*Sonderlahn*) (に關するレーン法)と對置されており、それが(普通ないし一般のレーンに關する)「一般のレーン法」を意味することは明らかであるし、またそれが、実質的には、ザクセンシュピーゲル・「レーン法」の部に書き記されているような「一般のレーン法に關する」法規範の総体」であることにも疑問の余地はない。⁽¹⁵⁾

(b) 以上、残された五(六)箇所の検討によつて、これらの箇所における *lenrecht* の語は、すべて「レーン法一般」あるいは「ザクセンシュピーゲル・「レーン法」の部にまとめられているような(客観的)法規範の総体」を指すことが明らかにした。

しかし、ここで間違えてならないのは、この「法規範」の具体的な内容ないし性質についてである。本稿における *lenrecht* の用語法の検討だけからでも容易に見当がつくように、ザクセンシュピーゲル・「レーン法」の部の諸条項が、「実体的」諸規範」を含むことはきわめて少なく、そこで叙述されているのは、圧倒的大部分の場合、「裁判」に關係する形式的・手続(法)的規範である。こうしてわれわれは、「レーン法」という(客観的な)「準則」ないし「法規範」の中に、⁽¹⁶⁾ 実質的には再び「形式的・手続(法)的」な法概念を見出すことになる。

(四) 以上で *lenrecht* の用語法の検討は一通り終つたことになるが、それによつて明らかになつたことを摘記すれば次の通りである。

圧倒的に多く見られるのは、「裁判」に關係する形式的・手続(法)的語義をもつ用法であり、われわれが第一義的にそうした語義が認められるものとして本節・(一)にまとめた分だけで六六(六九)箇所、全用例(一一二)(一二二)箇所(の過半数を上廻つてゐる。⁽¹⁰⁾ それだけでなく、具体的・実質的に検討してみると、われわれが第一義的には「能力」ないし「権利」(および「義務」)の語義をもつ用法として本節・(二)にまとめた用例三一(三三)箇所中の約半数、さらに、第一義的には「準則」ないし(客観的)「法規範」の語義をもつ用法として本節・(三)にまとめた用例一五(一九)箇所中の大多数にも、こうした語義ないしニュアンスが認められる。⁽¹¹⁾

逆に、「裁判」に關する形式的・手続(法)的語義ないし含意が(ほとんど)認められない用例は、第一に、われわれが(二)・(一)・(a)にまとめた「レーン能力」を意味する場合(都合八箇所)、第二に、われわれが(二)・(一)・(b)にまとめた「レーン」に対する支配權を意味する場合(都合八箇所)、第三に、われわれが(三)・(一)・(c)にまとめた「レーン法(の準則)上」あるいは「レーン法(上の準則)に従い」を意味する *to lenrechte* (都合二(四)箇所)およびそれと同義の単発の用例(二)箇所)、以上三つのグループにすぎないのである。

こうした所見は何を意味しているのであるうか。少なくとも、*lenrecht* の語がもつ三つの基本的語義は決して同じ比重を占めてゐるのではなく、「裁判」に關係する形式的・手続(法)的語義が、その中で最も重要な、あるいは、中心的・軸的な位置を占めてゐる、ということとは明白であらう。⁽¹²⁾

それだけではない。「レーン能力」という意味での *lenrecht* は、主君から(レーンとともに)レーン法裁判權を受領しそれを行使するための要件であり、レーン法上の裁判權も——ラント法上のそれと同じく——國王に始まり(この

lenrecht と同義の)「ハーアシルト」の階梯を通じて、下級主君のところまで降りていくのである。⁽¹⁵⁾

さらに、「レーンに対する支配権」という意味の(今日の「権利」概念に最も近い)lenrecht の語は、recht(e)len について用いられることはなく、レーン能力を欠く者に対してそれにもかかわらずレーンが封与された場合など、(今日の概念からすれば)むしろ(実体的)「権利」に制約や問題がある場合に限って現われてくる。⁽¹⁶⁾

また、「いわば純粹に」準則「ないし(客観的)「法規範」という意味の(つまり、今日の「法」概念に最も近い)(to)lenrechte の用法は、すべて(ドイツ語第一版以外の)新しいテキストに登場するものであり、一見明白に新しい用法に属しているだけでなく、具体的・実質的にはもっぱら「相続権」に係っているにすぎない。⁽¹⁷⁾

以上、とりあえず lenrecht の用語法の検討の結果を摘記し、次に、それを踏まえながら、lantrecht の用語法の検討に移りたい。(未完)

註

- (1) lantrecht と lenrecht の使用頻度については次節で後述するが、recht をその一部として含む合成語中、lenrecht が第一位に、また lantrecht は第三位に位置する。因みに、第二位を占めるのは、名詞・形容詞・副詞のすべてを含めると、(六五)箇所——なお、本稿で条項や箇所を数える場合、原著者アイケ自身の手に成るとされているものについては「」を付さずに、また、一三世紀後半の補遺にかかるとされているものを含めた数は「」内に記すことにする。拙稿「ゲヴェール」、註(5)を参照されたい——に登場する unrecht(e) であるが、その他の合成語の使用頻度は、recht(e)los の(一〇)箇所——これについては、拙稿「相続法の位置」、六・(四)、七九頁以下に略述しておいた——を除けば、borchrecht が五箇所、hoverecht が三箇所、sentrecht、dorperrecht、tinsrecht、ervelinsrecht がそれぞれ一箇所と、極端に低くなっている。なお本稿においては、これら使用頻度の低い合成語についても、「補論」の形で検討をすませておきたい(unrecht 特は mit unrechte の用法については別稿を用意している)。

(2) 因みに、ザクセンシュビーゲルには——教え落としがない限り——名詞・形容詞・副詞、それに右に掲げた合成語すべてを含めて、recht(e)の語は都合(八五〇)箇所に登場してくるが、本稿で検討の対象となるIantrechtとIenrechtの二つの語を合わせると、その一八%強に達する。

(3) たとえば、直江真一氏による拙稿「ゲヴェーレ」の書評(『法制史研究』三七、一九八八年、特に二の冒頭、三四〇頁上段)を参照されたい。直江氏はそこで、イングランド法史を専攻する立場から、「ラント法とレーン法という二元的法構造自体」に対する困惑の念を表明されている。

なお、本稿は直江氏による前掲・拙稿に対する御批判にお答えする場所ではないが、一つだけ右のこととの関連で指摘しておきたいことがある。すなわち直江氏は、ドイツ史においては「当時フェーデは原則的に適法行為だった」という(それ自体としては正しい)前提に立って、この「適法行為としてのフェーデとの構造的連関において、アイゲンではなくゲヴェーレを位置づける最近の見解(=具体的には、石井紫郎氏のそれ——岩波講座『基本法学』——財産、一九八三年参照——)と拙論とが「どのような関係に立つの……か」と問われる(三四一頁上段)。率直に言って私は、ほかならぬイングランド法史を専攻される直江氏からこうした御指摘をいただいたことで、いささか戸惑いを感じている。というのは、イングランドにおいては(少なくともノルマン・コンクエスト以降)フェーデの適法性が認められたことはないのに *seignior* なる概念は存在していた、つまり、イングランド法史を視野に入れれば、フェーデとゲヴェーレの間に「構造的連関」が存在しえないことはかえって明確になるはずだからである。

(4) 今日では——ドイツでも——あまり講ぜられなくなった「ドイツ私法(史概説)」(Deutsches Privatrecht)においては、それへの導入の一つとして「法圏(Rechtskreise)の分裂」が説かれるのが常であった。大要次のようなものである(以下にについては、たまたま手許にあった A. Heuser, Institutionen des Deutschen Privatrechts, 1. Bd., 1885, S. 23ff. と R. Hübner, Grundzüge des Deutschen Privatrechts, 3. Aufl., 1919, S. 11ff. を参照した)。フランク時代には属人法主義にもとづく諸部族法(Volkrechte)。「これが、おおむね十一世紀を画期として、属地法主義にもとづくラント法へ転換(ただし、内容的には基本的に部族法を継承)。ただし、このラント法は、ある地域で一率に行なわれたのではない。レーン法、家人法(Dienstrecht)、荘園法(Hofrecht)、都市法(Stadtrecht)などの諸法圏が成立して、その通用領域を限定しているからである」と。ここでは、部族民に対してであれ地域住民に対してであれ、一般的に妥当する法(=部族法ないしラント法)の存在がまず前提され

る。ラント法については、その上で、そこからレーン法・家人法・荘園法・都市法などが消去された残り、としてイメージされているにすぎないのである（なお、比較的最近 K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte I (bis 1250), 1972, S. 279 は「ラント法をいわば」(農村に住む)自由人を覆う(一般)法」と定義している。それによって、なぜラント法がレーン法に対してだけは開かれている(＝相互排斥的な関係に立たない)かは説明可能(レーン法はいわば「農村に住む」自由人の(レーンに関する)「特別法」)であるが、この定義も基本的には「消去法」にもとづいていることは一見して明らかであろう。

以上のように、ラント法概念の積極的規定が与えられなかった基本的原因の一つは、そもそも「ラント」とは何かが問われることがなかった、という点に求められる。その意味では、学説史上はじめてそれを真向から問題にした O. BRUNNER, Land und Herrschaft, 1. Aufl. 1939 は、この関連においてもきわめて重要な意味をもっている。ブルンナーがラント法なくしてラントなしと考へ、ラントを「ラント法の下に統合される法(平和)共同体」と定義したことは、今日では、わが国でも周知のことに属するであろうが、そのブルンナーもまた、ラント法を部族(Stamm)の、そして、ラント法を部族法(Volksrecht)の延長線上において捉える点では、「ドイツ私法」の通説の域を出なかつた(たとえば、土地を耕作し支配する人々の共同体という意味でのラントは古くから存在した、とされている)ことに注意しなくてはならない。さらに、もつと重要なのは、ブルンナーによつてラント法が「ラント(＝^{ライヒ}帝国と市・村の中間に位置する領邦)の法」であることが強調されれば、はじめてそのラント法を体系的に叙述したザクセンシュピエーゲルにおけるラント法概念との乖離が大きくならざるをえないように見える、という問題である。ザクセンシュピエーゲルにおいて、ラント法概念がレーン法・家人法・荘園法・教会法などと並ぶ一つの「法圏」の意味で用いられていることは、一見疑問の余地がないように思われるからである。つまり、「法圏」としてラント法と「領邦の法」としてのラント法の間には、今日なお容易に架橋しがたい深い溝が横たわつていて、と言わざるをえないのである(法制史学会第三三回(一九八一年)総会における私の報告「ラント・ラント法・ラント平和」(要旨、「法制史研究」三三、三九五頁)は、両者を架橋するための一つの試みである)。この点もまた、ラント法概念の理解を困難にしていく基本的理由の一つに数えてよいであろう。なお、次註(5)をも参照されたい。

(5) 私は、すでに拙稿「アイゲン」において、著者アイケ自身によるラント法の定義——すなわち「アイゲンと生命(刑)に関する法(裁判(権))」——を出発点にして、ザクセンシュピエーゲルにおける(ラント)法がもともと法の外部にあった「アイゲンの世界」を——ラント平和令によつて生み出された苦痛刑(＝身体・生命刑)を武器に——いわば「法の世界」に

組みこもうとする接点で成立していることを明らかにしようとする（なお、こうした把握が——前註（4）で触れた——ラント法を部族法の延長線上で理解する通説的見解と根本的に異なるものであることについては總説を要しまい）。その意味では、本稿はこうした試みを——こんどは *lantrecht*, *lenrecht* の用語法に即して——継続しようとするものである。

(6) この「」の中には、「レーン法」の部の冒頭に補筆された、「ラント法」から「レーン法」への橋渡しの部分を加えてある。

(7) この「」の中には、前註（6）で指摘した部分のほか、「諸侯主の出自について」も一つの条項として加えてある。

(8) 詳しくは後述するが、たとえば *mit lenrechte* という表現が「レーン法」の部の一四箇所に出てくるのに、これに対応する（はずの）*mit lantrechte* という用法はまったく見当たらない。また、同じく「レーン法」の部の一〇箇所に *binnen lenrechte* という表現が出てくるが、これに対応する（はずの）*binnen lantrechte* という表現もまったく姿を見せない。なお、とりあえず次註（9）をも参照されたい。

(9) 前註（8）で指摘した用例に限って言えば、実質的にはラント法に関連して、*mit lantrechte* と言つてもよさそうな箇所では——少なくとも、大部分——単に *mit rechte* と言われ、また、*binnen lantrechte* と言つてもよさそうな箇所では——ほとんどもっぱら——*vor gerichte* という表現が用いられている。

(10) 先に *lenrechte* を考察するのは、いずれもその用例が豊富で多彩なことに關係するが、次のようなメリットがあるからである。

第一に、まず *lantrecht* の用語法（あるいは、それだけを）検討すると、用例が少ないため、つい表面的な理解にとどまる（あるいは、機械的に「ラント法」と訳し、無意識のうちにわれわれ自身の法のイメージを持ちこんでしまう）危険性が大きい。たとえば、ヒルシュによる現代ドイツ語への翻訳（凡例参照）は、擬古的な名文をもって綴られ、よく原文の趣きをとどめているが、まず「ラント法」の部が公刊され後に改めて「レーン法」の部が公刊されたため、「ラント法」の部では機械的に訳してすませていたのと同じ表現を、「レーン法」の部ではもつと踏みこんで訳さざるを得なくなっている（ただし、本稿では煩雑を避けるため、必要な場合以外一々例を挙げない）。なお、前註（9）で述べたように、*lenrecht* の語がラント法についてはしばしば *recht* の語によつて代位されることによつて、*lenrecht* の用語法の検討は *recht* そのものの用語法の解明のためにも不可欠な予備作業になる、という点に注意されたい。

第二に、ザクセンシュピীগエルにおける *lantrecht* の用語法の研究は、比較的最近ケープラーによって行なわれているが (G. Köbler, *Land und Lantrecht im Frühmittelalter*, ZRG. GA. 86, 1969, S. 1 ff.)、*lantrecht* の用語法の本格的な検討は、「凡例」にあげたホーマイヤー (特に II) を別にすれば——まだなされていない。したがって、本節における検討は、これまでの研究史の穴を一つ埋めることになるが、それだけではなく、次註 (11) で述べたように、ケープラーによる *lantrecht* の把握をのりこえていくための手がかりをも与えてくれる。

(11) Köbler, a. a. O. (前註) は、ザクセンシュピীগエルにおいては *lantrecht* の語が、第一に *eine objektive Rechtsordnung*, 第二に *ein Rechtsstatus*, 第三に *ein Gericht* という三つの語義をもつことを指摘している (S. 5)。以下の行論が明らかにするように、この指摘はそれ自体として正しいだけでなく、基本的には *lantrecht* の用語法についても妥当する。ただしケープラーは、その三つの語義を並列しているだけで (私見によれば、それも順番が逆になっている)、三者の内的——つまり、規範構造上の——関連を問題にしていない。本稿においてはその点まで踏みこんで検討しようとしていることに注意された。

(12) 拙稿「アイゲン」、はじめに、一頁以下、および、「相統法の位置」、四・(二)、六六頁以下を参照されたい。

(13) ザクセンシュピীগエルは、「帝国領であるレーン」——つまり、最初の出発点が (国王以外の者の)「アイゲン」ではなく、帝国領にあるレーン——と、「ある主君のアイゲンであるレーン」——学者のいわゆる「アイゲン・レーン」——とを区別しているが、後者はいわば例外的存在にすぎないので、ここでは特に必要のない限り前者についてのみ論ずる。なお、これらの点については、拙稿「アイゲン」、一・(四)、五頁以下、および、「Eigengewere」、一、三頁以下を参照されたい。

(14) ザクセンシュピীগエルにおけるヘーアシルト制については、すでに拙稿「相統法の位置」、四、六五頁以下でも論じておいた。

(15) ザクセンシュピীগエルにおけるレーン法上の裁判権の位置づけについては、本節 (二)・(3) で後述するところ、特に後註 (13) に引用するレーン法七九・一を参照されたい。

(16) レーン法七二・一 (i) (なお、同一条項に複数の *lantrecht* または *lantrecht* の語がある場合 (i)・(ii) 等はそれが登場する順番を示す。また、「禁制日」についてはラント法二・六六・二を参照されたい)。これとまったく同一の用法は、レーン法六五・一七 (ii)「閉じられた邸館の中では、また屋根の下でも、また城塞の中でも、主君は *nen* (いかなる) *lantrecht* をも開催することをえな

い)に見られる。

- (17) レーン法六五・五 (iii)、六七・四 (i)。
- (18) レーン法一八 (ii)。レーン法六五・一一および六六・四 (ii) にも同一の用法が見られる。
- (19) 前註 (16) (18) を参照。
- (20) レーン法四・一、一八 (i)、四六・一 (ii)、六五・一、六五・三、六九・九、七二・一 (i)、七九・一 (i)、七九・二 (i)。
- (21) 召喚される者は、ある時は三格で (レーン法四・一、六五・三、六九・九、七九・一、七九・二の五箇所)、ある時には四格で書かれて (一八、四六・一、六五・一、七二・一の四箇所) が、これは、「家臣に対し裁判期日を定める」に力点を置くか、「家臣を召喚する」に力点を置くか、によって生ずる動揺ではないかと思われる。
- (22) 一箇所 (レーン法七三・二) だけは、文言上、召喚するのは「国王」、召喚されるのは「諸侯」となっているが、国王と諸侯も主従関係にあることは、改めて指摘するまでもあるまい。
- (23) 召喚の契機が明示されているのは、レーン法六五・一 (ii) 「その落度 (de scult || die Schuld) が罰金に値する場合、あらゆる落度のゆえに主君は彼の家臣をレーン法廷に召喚することができる」と六五・三 (ii) 「自分 (ii) 主君) は自分のある家臣を、彼の問責のため (umme sine schuldegunge || um seine Beschuldigung) (ii) 彼を問責するため) に、レーン法廷に召喚してよいか」の二箇所だけである (なお、後註 (41) とそれに対応する本文を参照) が、その他の条項においてもこれと矛盾するような記述は見当たらない。なお、ここで「落度」とか「問責」という訳語を選んだのは、後述する「犯罪」に対するラント法上の「刑事裁判」との区別を際立たせるためである。
- (24) 学者のいわゆる Disziplinarverfahren || 懲戒 (のための裁判) 手続」である。
- (25) レーン法五二。
- (26) ただしこの条項は、主君が (授封したことを) 否認する所領を、家臣が主君を相手とつて、訴求するケースにかかわる。この所領の帰属をめぐる裁判 (主君相手の場合、それに敗けると、家臣は主君に対しては罰金を、他の家臣たちには贖罪金を払わなくてはならないから、必ずしも純粹に「民事的」なそれとは言えないが) について、右の定型的表現とは異なった表現が用いられていることも、右の定型的表現がいずれも Disziplinarverfahren にかかわる、ということの一傍証になるかも知れない。

- (27) レーン法二四・七 (i) と (ii)、二四・八、六五・五 (i)。
- (28) レーン法二四・七 (i)、二四・八。なお、二四・八は、文言上は、一見二四・七の *er iawederen* (= *jeden von ihnen*) を承けて、「家臣」と「主君」の双方を指すように見えるが、二四・八の論旨からすれば「家臣」と解するのが妥当であろう。
- (29) レーン法二四・七 (ii) Ⅱ「主君」、六五・五 (i) Ⅱ「主君がこのように(裁判期日を定めて) 彼の家臣を召喚する場合、彼(主君) はその場に居合わせている彼の家臣たちに、判決をもって、彼等が彼(主君) のレーン法廷に出廷(Ⅱ参集) するよう命ずることができる」。
- (30) レーン法六五・五 (ii)。因みにこれは、前註(29) に引用した条項の末尾に位置している。
- (31) レーン法六五・一四、六六・五、六七・四 (ii)。
- (32) この点が文言上明らかなのはレーン法六七・四である(Ⅱ「主君が彼のレーン法裁判(集会)を開始し——前註(17)とそれに対応する本文を参照——代弁人を受け取った後、主君はそこ(Ⅱその裁判集会)へ(裁判期日を定めて) 召喚されている家臣に問うべきである、彼(Ⅱお前) は彼(Ⅱお前) の主君(である私) のレーン法廷に出頭し(その裁きを受け) ようとして来ているのか、と」。しかし、六五・一四(Ⅱ「太陽が沈み(はじめ)(真) 昼が終わるとき、(その) 家臣はもはや彼の主君のレーン法廷に出頭している義務がなく、また彼(Ⅱ主君) の(他の) 家臣たちも判決を発見する義務がない」、および、六六・五(Ⅱ「いずれの日であれ、家臣が彼の主君のために鑑を抑え、または判決を発見し、または贈物をもってないし他の事物をもって彼(Ⅱ主君) に奉仕(ないし、勤務) する日には、彼(Ⅱ家臣) は彼の主君のレーン法廷に出頭する義務がない。しかしながら主君は、彼の家臣二人の、一つの所領に対する訴求を、彼等のうち一人または彼等が二人とも彼(Ⅱ主君) への奉仕(ないし、勤務) 中であつても、決定することができる」) においてはこの「主君のレーン法廷への出頭」と対置されているのは、(問責のために召喚された家臣以外の家臣たちによる) 判決の発見と(懲戒手続) とは異なりいわば「民事事件」にすぎぬ) 家臣間の所領の帰属をめぐる係争である。そのことから、ここで検討している用例が主君から召喚されて問責を受ける家臣(ないし、その懲戒手続) にかかわるものであることは、ほぼ疑問の余地なく確認することができる。
- (33) レーン法六六・四 (i)、六七・三。
- (34) この場合の訴えの原因ないし内容について、レーン法六七・三は、「彼等のうち一方が他方に加えた損害について」と明示している。

- (35) レーン法四・四、六九・五、七一・二三。
- (36) この場合、*III* (「利害関係人」として姿を見せるのは、「レーン法廷を主宰し発見された判決を宣告する」主君) (レーン法四・四)、または、判決非難に関連して「訴訟当事者である」私と(不正な \parallel 間違つた判決を発見したとして非難される)「お前」(レーン法六九・五)である。
- (37) レーン法七一・二三。
- (38) 本節(三)・(一)・(c)で後述するように、*to lenechte* (および *to lantreche*) には「レーン法上」(ないし「ラント法上」という用法がある。したがって、この「諸侯主の出自について」の該当箇所は、「帝国の前で」(国王)の主宰する)裁判所において)はレーン法上(またラント法上)も(後略)、「および」、「それ以外のいかなる場所」(裁判所)においても、「ラント法上、また」レーン法上も(そうすることができない)、「と読めないことはない。しかし、その場合でも、具体的・実質的には、帝国(国王の主宰する)レーン法廷(およびラント法廷)において」、「および」、「それ以外のいかなる」ラント法廷においても、また「レーン法廷においても」というのと同じことになる。
- (39) レーン法二六・四。
- (40) レーン法六五・一〇。
- (41) レーン法六五・一五。なお、この箇所は、実質的には、前註(23)で挙げた召喚の契機を補足するものである。
- (42) レーン法七五・二(ii)。ただし、レーン法二四・八(「誰であれ、真に緊急な必要(ないし、真に已むをえない事由」*echtnot*)に妨げられて、(その)レーン法廷に出廷できない——前註(28)「およびそれに対応する本文を参照——者は、そこ」(そのレーン法廷)へ、彼の使者を送り、その(使)者が彼の緊急な必要(ないし、已むをえない事由)を聖遺物にかけて証明すべきである)を参照すると、あるいはこの箇所も、「(その)レーン法廷へ(使者を送って)」、「ないし」(使者を送って)「(その)レーン法廷に対し」というニュアンスが含まれているかも知れない。なお、*hervart, hofvart* については、(二)・(2)・(c)で後述するところを参照されたい。
- (43) ラント法(一・六・三)。
- (44) レーン法二九・五。
- (45) ラント法二・二四・二。

- (46) レーン法二一・一。なお、この箇所の原文は *De some behalt des vaders scite to Ienrechte* であるが、*behalten* は単に (事実の次元で) 「取得する」という意味に用いられることもある (たとえば、実質的にも関連ある条項として、ラント法一・一六・二) 「(自由人で嫡出の) 子は父の法を取得する」を参照、ただしこの場合も、先行する一・一六・一との関連では、「立証・貫徹する」という含意なしとしない)。したがって、この箇所の *behalt* をもそのように解すると、*to Ienrechte* は「レーン法上」という意味になる (現に *Sch. S. 263* は関係箇所を *nach Lehenecht behalten* と訳している)。しかし、このヘーアシルトを持つかは、もっぱら (あるいは常に) 「レーン法上」の問題であるから、そう解した場合には *to Ienrechte* の語が冗語として浮き上がることになりかねない。したがって、本文に訳したように、自分のヘーアシルトについて非議 (ないし否認) された息が「レーン法廷において」父のヘーアシルトを立証することによってその非議 (ないし否認) を却ける、という趣旨に解した方が妥当と思われる (因みに、すでに *Hi. II. S. 123* も、関係箇所を *im Lehengericht erstreiten* と訳している)。
- (47) レーン法二六・一。なお、*vorstan* (代表・擁護する) の用法については、拙稿「人についてのゲヴェーレ」、註 (21) を、また、ラント法 (一・四一〜一・四四) においても後見人の法廷における役割が前面に出ていることについては、拙稿「相続法の位置」、註 (77) を参照されたい。
- (48) レーン法二六・七。この箇所の *to Ienrechte* は、「レーン法上」と読めないこともないが、未成熟の封相統人^レについての一連の規定の中で、これに先行する二六・一 (前註 (47) に対応する本文) および後統の二六・四 (前註 (39) に対応する本文) にも同じ用法があるので、「レーン法廷において」と解した方が妥当であろう。すなわち、封相統人たる子は、たとえ主君からレーン法廷で授封のための年期を懈怠した (II 授封に必要な手続を怠った) といつて問責されても、まだ年期が始まっていないのだから、それによって所領に対する「相続権」ないし「授封請求権」が失われることはない、という趣旨である。因みに、この②に数えた条項は、「ラント法」の部の一 (二) 箇所、「レーン法」の部の八箇所、都合九 (一〇) 箇所である。
- (49) ラント法 (一・一四・二)、「一・二三・二」、レーン法二六・九、七一・一六 (本節 (三)・(一)・(c) を参照)。因みに、この (2)・(a) で検討した箇所は、右の二 (四) 箇所を除き、②の末尾で考察した一箇所を加えると、都合三二 (三五) 箇所になる。
- (50) レーン法九・一、一二・一、三四、四六・一 (i)、五五・一、五五・二、五五・七、六七・八、六八・七、六八・一。

(51)レーン法三四。この条項には——「授封されている妻女および娘は帝國の出陣 (des rikes hervart) に従事する義務がなく、彼女たちは定められた法に従い (na setleme rechte) 軍役金 (hersture || Heersteuer) を支払うべきである」を承けて——「Vare scolen se ledich sin binnen lennechte (dur dat se des herscildes nicht ne hebber). という一文がある。「問題」というのは、この文頭にある vare の語をどう理解するかに関係している。

シュミット・ヴィーガント (Sch., S. 283) はこれを Heerfahrt と解し、右の一文を全体として、「彼女たちは、ヘーアシルトを持たないがゆえに、レーン法において (im Lehennrecht) 出陣を免除されるべきである」と訳している (エックハルトも、この箇所の変を Heerzug と解する——Text, II, S. 207 u. S. 244)。これに対してヘルシュ (Hl., II, S. 138) はこれを——レーン法六七・二の vare と同じく——Ernidrigung (軽蔑ないし卑下) と解する (因みに、レーン法六七・二の vare は、具体的には先行する六七・一を承けて、家臣が主君のレーン法廷に自らの家臣を伴わず、すべての武器や装身具を身に着けずに現われることを指し、アイケは、そうした vare を持つ) (|| さげすみを受け、あるいは、卑下を現わす) 義務があるのは、主君から問責のために召喚された家臣に限られる、と主張している。したがって、右の一文は——「」内を除くと——「彼女たちは (帝國の出陣に従事しなくても) レーン法廷において (im lehengericht) (右のような) さげすみ (ないし、卑下) を免れるべきである」と訳される。

この両者を比較してみると、文末の副文章 (|| 「彼女たちはヘーアシルトを持たないがゆえに」) とのつながりという点では明らかにシュミット・ヴィーガント訳がすぐれている。しかしながら、この副文章はもともと後代の補遺に属する部分 (「邦訳」では「」内にある部分) であって、右のメリットはたかだか後代の補遺者の理解 (あるいは、誤解) との一致を示すものでしかない。それに反して、シュミット・ヴィーガント訳では、binnen lennechte という表現について、この箇所に限って他の箇所とは異なつた理解をしなくてはならない (それに、そもそも binnen という前置詞は、ザクセンシュピエーゲルにおいては、空間・時間に関して具体的に (ある場所の) 内部に、または (ある期間 内に) の意味で用いられており、「レーン法 (の内部) において」という用法は、法典をもちぬ当時においては異様である)。さらに、内容的に言つても、帝國の出陣 (ないし軍役義務) に従事するかどうかはもともとレーン法上の問題であつて、なぜ「レーン法において (は)」の一句が必要なのか、よく理解できないであろう。——以上のような理由で私は、この条項についてはヒルシュ訳の方に軍配を挙げたいのだが、ここでは最終的な判断はなお留保し、本文のような数え方にとどめておいた。

- (52) レーン法五五・二。
- (53) レーン法九・一、一二・一。
- (54) レーン法四六・一 (i)、五五・一、五五・七。
- (55) ラント法の場合については、ラント法一・七(および一・一八・二)を参照(なお、この点についてはさらに後述するが、拙稿「ゲヴェーレ」、註(35)、「アイゲン」、三(二)・①、二六頁、「人についてのゲヴェーレ」、一・(三)・(a)、三頁、「相統法の位置」、六・(二)、(三)、七七頁以下などでも繰り返し述べた)。
- レーン法の場合については次の諸条項を参照されたい。まずレーン法四六・一 (i) には、「主君が家臣に対し(ないし、家臣を相手どり)(証人により)立証することができる」のは「三つの事柄」に限られるとした上で、その第一に、「何であれ、家臣がレーン法廷(内)において話しまたは行ない(または、確約し)(*dit*——前出ラント法一・七、一・一八・二におけるこの語の用法を参照)または約定したことについて、彼がそれを否認しようとするならば、主君はそのことを(証人により)立証することができる」としている。次に五五・一は、家臣の「信義にかけて」(*oppe sine truwe // auf seine Treue*——後註(86)をも参照)主君が特定の時期に請戻そうと望むときには返還するという条件である所領が授封されたケースについて、「彼(家臣)が彼の信義を破って、彼が何か(その所領)を引渡すべきことを否認しようとするならば、彼はそれについて潔白の宣誓(ないし、否認宣誓)をなす(それをなして否認すること)ができる、人(主君)が彼(家臣)の有責を、彼(家臣)がそれ(所領の返還)をレーン法廷(内)において約定したことについて、(証人によって)立証することをえないかぎり」と明言している(さらに、五五・七では、(ラント法上の)質入との対比において、同旨のことを繰り返し述べ、「彼(家臣)が彼の約定に従ってそれ(所領)を返還するかそうしないかは、家臣の信義にかかっている」とまでいう)。
- (56) レーン法六八・一一、六七・八、六八・七。
- (57) レーン法二・二(ii)、三。
- (58) これらの箇所がいずれも「レーン法」の部の冒頭近くに出てくることに注意(*binnen lenrechte*の初出は、前註(50)に明らかなように、レーン法九・一であって、それ以後用語の動揺は見られない)。なお、*an lenrechte*という表現は、もう二箇所ラント法三・六三・二とレーン法二・四にも姿を見せるが、ここでは「レーン(法上の)能力について」という意味で用いられているので、後に(二)・(一)・(a)で改めて考察することにする。

- (59) レーン法八・二、一四・三、二四・五、三三・二、三八・二、三九・一、四四・二、五三、五六・四 (i)・(ii)・(iii)、五九・四、七一・一四、七八・一 (ii)。
- (60) レーン法三八・二、三九・一、五三、五六・四 (i) と (ii)・(ii)・(ii)。
- (61) なお、レーン法七八・一 (ii) においては、文言上 *ii* (ii) を受ける名詞が見当たらない (先行する *lenunge* = *Behlung* は女性名詞) が、実質的には「授封された 所領」を指すことは文脈上明白である (なお、*Hi. II, S. 199* をも参照)。
- (62) レーン法五三 II 「主君が、彼 (II 家臣) から (ないし、彼に対し) 彼 (II 家臣) の (持つ) ゲヴェーレをレーン法廷の判決をもって剝奪しまた破った (*gehroken hebe* = *gehrochen habe*) ことを、(証人により) 立証できないかぎり」。なお、この条項については、拙稿「ゲヴェーレ」、四・(二)、一九頁でも論じておいた。
- (63) レーン法七一・一四。なお、前註 (62) に引用したレーン法五三では、*verdelen* と *breken* とが重ねて用いられていることに注意されたい。
- (64) レーン法二四・五、三三・二、五六・四 (iii)、五九・四。
- (65) レーン法三三・二、五六・四 (iii)。
- (66) レーン法二四・五、なお、ここは直接には、「その者 (II 家臣) を彼 (II 主君) はレーン法廷の判決をもって *vortat* (II *weiter* — それ以上は) 強制できない (から)」と言っているが、先行する文章では、主君から証人として出廷することを求められた家臣がそれを怠った場合、主君はこんどはその家臣を召喚し、「彼から最後には彼の (II 家臣が授封している) 所領を (判決をもって) 剝奪すべきである」とされているのを参照。なお、この場合、—— この条項が否定形であることもあつて —— *mit lenrechte* は (広く) 「レーン法廷における裁判手続をもって」と解する余地もある (この点については、後註 (69) で扱うレーン法八・二をも参照されたい)。
- (67) レーン法五九・四。なお、「見せかけの授封」は「不法なゲヴェーレ」の典型的ケースであるが、それについては、拙稿「ゲヴェーレ」、四・(四)、二四頁以下に詳論しておいた。御参照いただければ幸いである。
- (68) レーン法八・二、一四・三、四四・二。
- (69) レーン法八・二。これは次のような家臣の「(服務) 紀律違反」にかかわっている。すなわち、二人 (あるいは、複数) の家臣が (共同で) 一つの所領を授封されている場合 (直前のレーン法八・一を参照)、主君は彼等に対し、判決をもって、六週間

以内に彼等のうち誰に奉仕(ないし、勤務)を求めるべきかを決めて自分に知らせよ、と命ずることができ、彼等が(この命令に反して)それを怠つたならばどうなるか。——「彼等(=家臣たち)はそのゆえに(ないし、そのかどで)罰金相当になり、また人(=主君)は彼等から彼等の所領を(判決をもつて)剝奪することになる、彼等の主君が彼等を mit lehnrechte 追及する (volget = verfolget) 場合には」。この箇所においては、「主君が彼等を追求する」ことが判決の内容なのではなく、「追及することの帰結として——罰金(ないし)所領の剝奪」という——判決が得られる、ということは明らかであろう。したがつてこの箇所は、「レーン法廷の判決をもつて」ではなく、「(広く)レーン法廷における裁判手続をもつて」と解する方が妥当であろう。なお、Ho. II 1, S. 593 (lehnechtliches Verfahren) も同趣旨に解している。

(70) まずレーン法四四・二。この箇所は判決をもつて剝奪された所領の引戻手続にかかわつてゐる。この所領引戻手続にはいろいろな問題があるが、ここではそれには立ち入らず基本的な点に限ると、大要以下の通りである。

まず、判決をもつて所領を剝奪された家臣は(原則として)それを引戻すための「年期」(=一年と一日)を有する(四三・一)。しかし、まだ所領を引戻してゐないうちは、彼の「権利」(たとえば、又授封権)は制限される(四四・一の後段。なお、この点については、拙稿「ゲウエーレ」、註(132)を参照されたい)。ところで、この所領引戻年期内に(したがつて、まだ家臣が所領を引戻してゐないうちに)、引戻の相手方である主君が死亡し、あるいは所領を(上級主君に)返還ないし(自分の家臣仲間に)譲渡したりするなど、主君の側に異動が生じた場合には、家臣は「別な(=新しい)主君」に授封更新を求める(以上、四四・一の前段)。

ここで問題の四四・二の前段は、この(=四四・一前段の)原則を今いちど敷衍しつつ、次のように述べる。「それ(=その所領)がしかし(四四・一の後段との対比)、(主君の側に異動が生じて)別な(=新しい)主君の手に帰していれば、家臣は彼(=別な、新しい主君)を相手どつて彼の所領を引戻すことを要しない(が)、彼(=家臣)はしかし、(別な、新しい主君に対して) mit lehnrechte 彼の所領の授封更新を求める (volgen sine gude) べきである」。したがつて、この箇所の mit lehnrechte をどう解するかは、授封更新手続の性質をどのように理解するにかかかつてゐる。

その授封更新手続については、二五・一(以下)に規定があり、さらに二五・二は「本書で上述したように」という表現で、二二・一の(父が死亡したさいの)封相続人による臣従礼の参照を求めている。これらの条項(二五・一や二二・一)だけを見ると、(主君の側に異動が生じたさいの)授封更新手続はもっぱら(上級ないし新)主君と家臣の間での個人的なやりとりである

かの觀を呈する——したがって、四四・二の mit lehnrechte も「レーン法上の手続に従つて」という含意を帯びてくる——であらう。

しかし、たとえば二四・一には、「主君が彼の家臣に対し、かの者(「封」相續人)は彼(ないし、自分)(「主君)に対して、彼(ないし、自分)(「主君)が彼(「封相續人)を法的に当然(mit rechte)を一応そう訳しておく)家臣として受け入れるべきように、彼(「封相續人)の臣従礼を擧げたか、判決(ordel「Urtel)を問う」という件りがあるし、六六・一では、「家臣が彼の年期内に彼の主君の許へ来て、しかも彼の所領を引戻そうと望んでいる」のに、「主君が身を隠したり、自分のいる城塞(の門)を彼(「家臣)の面前で閉じたりすれば」、家臣は彼の家臣仲間(husgenote「Hausgenossen, Mitvasallen)を証人とすることによつて、「彼(「家臣)は彼の家臣仲間の面前で(vor sinen husgenoten)彼(「家臣)が(ほんらい)彼の主君の面前で(vor deme herren)そうすべきであつたように、彼の所領を引戻す」とされている(因みに、vor deme herren, vor sinen mannen は、ザクセンシュピーゲルでは、いずれも(ほとんどの場合)「レーン法廷において」の意味で用いられている)。

以上のように見てくると、四四・二の mit lehnrechte は、少なくとも「レーン法廷における裁判手続をもつて」の意味であり(Cf. Ho. II, 1, S. 593)さらに狭く限定して、「レーン法廷の判決をもつて」と解してもさしつかえないことが理解できよう。なお、後註(10)に引用するレーン法一八をも参照されたい(因みに、Hi. II, S. 14 は durch das lehngericht と訳しているが、ヒルシュ訳の場合、本稿で「レーン法廷の判決をもつて」と解した箇所もしばしば同じく durch das lehngericht とされている——レーン法二四・五、三三・二、五六・四(iii)、五九・四、七八・一(ii)。(さらに前註(69)で検討した八・二および次註(71)で検討する一四・三も同じ)——だけでなく、レーン法八・二(二行目)の mit ordelen(「mit Urtel(en)という表現も同じく durch das lehngericht と訳されていることに注意されたい)。

(71)次にレーン法一四・三。これは通常「レーン法廷で」(vor dem lehngericht)と訳されている箇所であるが(Hi. II, S. 117, Sch. S. 258)この条項で扱われているのは、家臣と上級主君の關係である。これにもいろいろ問題があるが、ここでも關係箇所の理解のために必要な基本的な問題に限ると——。

まず、所領の帰属に関して一般に次のような原則がある。すなわち、ある家臣が主君の面前で(「レーン法廷において)ある所領を別な主君から受領したと主張すれば、主君がその家臣に対する授封について証人を有する限り、家臣はその所領に對する一切の権利(「請求權、むしろ「訴權)を喪失することになる(直前のレーン法一四・二。なお、この条項については、拙稿

「Eigengewere」三、九頁を参照されたい。

一四・三はこれを承けて次のように述べる。「それゆえに（＝こうした原則があるから）、なんびとも（ないし、いかなる家臣も）、上級主君の面前（＝レーン法廷）で、彼（ないし、自分）（＝家臣）の保障人（あるいは、追奪担保人＝自分にその所領を授封した下級主君）の名を挙げるべきでない、彼がそのことを mit Leuchte 拒むことができるかぎり（あるいは、できる間は）。けだし家臣は、彼（ないし、自分）が彼（ないし、自分）のゲヴェーレの中に持つている（＝現に占有・支配している）彼の主君（＝下級主君）の所領について、上級主君に対し応答（ないし、応訴）する義務がないからである。たとえ（＝家臣）が彼（文言上は「下級主君」とも読めるが、後述するように、「上級主君」と解した方が良さそうである）の家臣であつても」と。

この条項は次のようなケースを念頭に置いたものと思われる。すなわち、上級主君（A）が家臣（B）（＝下級主君）とある所領の帰属をめぐつて争つてゐる。Aは自分の主張（＝その所領はBに授封したものでない）を立証すべく、C（＝Bの家臣、ただしAのレーン法廷に出ているのだから、Aの家臣でもある可能性が大きい）に対し、お前が現に占有・支配している所領は誰から受領したのか（あるいは、Bからではなくて、直接に私＝Aから受領したのではないか——この点からもCはAの家臣と解した方がよいであろう）、と訊ねる。一四・三は、Cは——実際に私＝Aから受領している場合——この質問にはできるだけ答えるな、と言つてゐるのである。理由ははっきりしている。CがうっかりBの名を挙げてしまうと、その所領を「Aとは別な主君」から受領したと主張することになるから、BがAとの訴訟で敗れた場合、前述（一四・二）の原則によつて、Cもまたその所領に対する「権利」を失つてしまうからである。それならばCは、Aから右のように訊ねられたとき、具体的にどうするのだろうか。おそらく、「私は私の所領（の帰属）についてここ（＝このレーン法廷）に（期日を定めて）召喚されてはゐない」などの理由をあげて、応答（応訴）の必要がない旨を主張するであろう。——以上のように見てくると、一四・三の mit Leuchte は、——この一箇所だけ他の用例とは違つて——ただ「レーン法廷において」というのではなく、むしろ——そうしたCの主張について「レーン法廷の判決（この場合、実質的には「賛同」）を得て」（できるだけ応答するな）、という意味に解されるであろう。

因みに、その直後に続くレーン法一四・四を見ると、さらに次のようなことがわかる。すなわち、（下級）主君（B）が（上級）主君（A）から受領した所領について、Aからの授封を否認してAと争う（したがつて、前述の一四・二と基本的には同じ、あるいは、それをも包摂するケース）。そうすると（あるいは、この争いに敗けると）、その所領はAにとって自由になる。ところ

が、その所領(の一部)は、Bからさらにその家臣(C)に又受封されており、Aは(おそらく、こんどはCを相手として)その所領を直接に自分の支配下に収めようとする。この場合、「その所領をBから受領して(自分のゲヴェーレの中に持つ家臣(C)は、その主君(B)に対し、(Bのレーン法廷の)判決をもって(mit ordelan)、彼(B)が彼(C)の所領を(Aのレーン法廷において)(Bは確かにCに対しそれを適法に又授封したのだと言つて)代表・擁護し(vorsta——この語の用法については、拙稿「人についてのゲヴェーレ」、註(21)を参照)、上級主君(A)の請求を適法に(mit rechte——具体的には、Aのレーン法廷における裁判手続をもって)却けるよう、要求すべきである。(中略)主君(B)が法(の定めるこうした手続)に反してそれを為すことを拒むならば、家臣(C)は(こんどは)上級主君(A)に対し彼(C)の所領の授封更新を求めるべきであり、(この場合)たとえ彼の主君(B)がそれ(Ⅱその所領)を(Aとの争いにおいて)その後立証・取得することがあつても、(彼ⅡCは)それによつて(所領を)失うことはない」。つまりCには、BがAとの訴訟に勝つても敗けても、その所領に対する「権利」を擁護する道が開かれているのである。この点を考えると、前述した一四・三がなぜAとBとの間の所領の帰属をめぐる争いに際してCはできるだけその圏外に立っていた方が良いとするのか、その理由がよく理解できるであろう。この意味では、一四・三もまた、家臣の権利を保護するための規定の一環なのである。

(72) 因みに、右の(一)で検討を了えたのは都合六六(六九)箇所である。このうちには、疑問のある一箇所(前註51)も含まれているが、かりにそれを除いても、この用例が優に過半数に達していることは言うまでもあるまい。

(73) この条項——特にそれ自体としてはれつきとした「レーン法」の規定がなぜ「ラント法」の部の冒頭に現われるか——については、拙稿「相続法の位置」、四、六五頁以下に詳論しておいた。御参照いただければ幸いである。

(74) her@sciltの語は、他方、若干の箇所において、(第一のそれから第七のそれにいたる)特定のヘーアシルト(あるいは、ヘーアシルトの序列中の位置ないしランク)を示すためにも用いられる。ただし厳密に言つと、こうした「個別の意味」が単独で現われることは意外に少なく(たとえばレーン法五四・二Ⅱ「家臣の(持つ)ヘーアシルトは次のことによつては引き下げられない」。なお、後註(80)をも参照)、「一般の意味」の中に併せ含まれていることが多い(たとえば、修道院に入った者が「彼(Ⅱ自分)のヘーアシルトを放棄する」、ラント法一・二五・四、なお、後註(84)をも参照)。序に言つておくと、her@sciltの語がsciltと略される場合(ラント法一・三・二、(三・七二)、レーン法二一・一(前註46)、二一・二、五四・一など)は、(管見の及ぶかぎり)すべて「個別の意味」におけるヘーアシルトを指している。

(75) そのことを文言上容易に確認できるものとしては、ラント法一・三・二(「人はまた第七のシルトについては、それが *lenrecht* oder *hereschit* を有しうるか否か、知らない」)のほか、「*hereschit* に生まれついでいない者」と「*lenrecht* について完全な者」を対置するレーン法二・四がある。なお、(先行するレーン法一と比較すれば、容易にそのことを確認できる)レーン法二・一についてはすでに述べる。

(76) レーン法一「誰であれ *lenrecht* (レーン法(のこと)——(三)・(二)・(a)で後述する)を知ろうとする者は、本書(ないし、本巻)の教えに従うべきである。われわれが真先に銘記すべきは、ヘーアシルトが国王に始まって第七(のそれ)で終わることである。しかしながら、世俗の諸侯は、彼等が司教の家臣となつて以来、第六のシルトを第七(のそれ)へと引き下げた、これ(＝第七のシルト)はそれ以前にはなかつたものである」。

(77) レーン法二・一。なお、*rechtes darven* という表現は (*rechlos* である、と同義であるが)、管見の及ぶかぎり「ラント法」の部には見当たらず、同じ条項に出てくる *lenrechtes darven* という表現に引かれたものと思われる(また、*lenrechlos* という語は「レーン法」の部にも見当たらない。おそらく、そもそも存在しなかつたのであろう)。

(78) ただし、(すぐに後述するように)逆に、*lenrecht* を欠く者がすべて *recht* を欠くのではないことに注意されたい。なお、*recht* II「(各人生得の)法」とは、——*lenrecht* に対応する——「ラント法上の(権利)能力」とも言えるものであるが、次節で後述するように、特段の理由がなければいよいよ *lantrecht* とは言われていないことに注意されたい。なお、「(各人生得の) *recht*」については、とりあえず拙稿「アイゲン」、三・(四)三二頁以下、および、六、三七頁以下、「相続法の位置」、五および六、七〇頁以下、などを御参照いただきたい。

(79) *evenborlich* と *recht* の関係については、拙稿「相続法の位置」、五・(三)、七四頁以下でも論じておいた。

(80) 「父と同等出生身分である息は、レーン法廷において父のシルトを立証・貫徹する、彼(＝息)が(格違いの)臣従(礼)をもって自分(のシルト)を引き下げないかぎり」(レーン法二・一、前註(46)を参照)。なお、ラント法(三・七二)をも参照されたい。

(81) レーン法二・四(前註75)。ただし、サクセンシュピエーゲルには「*lenrecht* に生まれついでいる」という表現は見当たらず、すべて「ヘーアシルトに生まれついでいる」となっている(レーン法二・四・二・五、四七・二、八〇・二など)。これによつて、「ヘーアシルト」の語が一般的意味と個別的意味を併せもっているのに対して(前註(74)を参照)、*lenrecht* は「レーン能力

「一般」のみを指していることが明らかになる。

(82) ラント法一・三・三。

(83) ラント法三・六三・二。

(84) ラント法一・二五・三。なお、先行する一・二五・二によれば、修道士にされた子は、未成熟の間は、修道院を去って「(antrecht および) lenrecht を取得する」ことができる、とされている。また、後続の一・二五・四によると、修道院に入って「antrecht を放棄するには妻の同意が必要であるが、「ある夫は妻の承諾なしに彼(=自分の)のヘーアシルト(=lenrecht)——前註(74)を参照)を放棄することができる」とされている。

(85) 本文に引用したレーン法二・二では、「lenrecht を欠く者」として真先に「聖職者」が挙げられている。因みに、「聖職者」は、母のゲラーデについては姉妹と同じ分を、またアイゲンおよび(普通の)遺産については兄弟と同じ分を取得する(「ラント法一・五・三——拙稿「相続法の位置」、註(58)を参照)のであって、ラント法上はすべての「相続権」を欠いているわけではない。右に述べた一・二五・二〜四は、一・二五・一(=「聖職者(一般)は(遺産を)兄弟と分けるが、修道士はそうしない」)を承けて、修道士がラント法上もまったく「相続権」を持たないことを強調する趣旨の規定である。したがって、言うまでもなくそれらの規定から、聖職者(一般)がレーン法上もある「能力」(ないし、レーンの「相続権」)を持つていた、という帰結を引き出すことはできない。

(86) ラント法一・四〇。なお、この条項は、このあと「また(ないし、しかし)彼の生命はそうしない」と続いている。

因みに、ザクセンシュピーゲルにおいては、truwelos の語はこの箇所には登場してこない。この場合、「忠誠(ないし、信義)の欠如」とは、具体的には家臣のいかなる行態を指しているのだろうか。

truwe (= Treue) の語は時に——具体的には oppe (= auf) sine truwe という形で現われる場合——単に「Treuwort (いわば、誓って間違いないまいせん」という口約束)を意味する(ラント法四一・一、四一・三、レーン法五五・一、五五・四、五五・六、五五・七)にすぎず、前註(55)でも述べたように、家臣がそれを破ったからといって、直ちに名誉や lenrecht の剝奪につながったとは思えない。さらに、レーン法五八・二では、いわゆる vuchtsale ——すなわち、家臣が病床にあつて自分の生命に不安を抱き、あるいは、彼が国外に立ち去ろうとする場合(自由になった)レーンが主君に復帰し、あるいは、第三者の手に属することから逃れ(vucht = Fucht)、彼が快癒しあるいは再び帰国したとき、再びその所領を自分のものにするた

め、その所領を(そうした場合の返還を条件に)一旦誰かに与える (sale || Übergabe, Vergabung) こと、「見せかけの授封」の一種と言つてよい——を、「神に背き、法に反し、sine truweに反する」行為としてきびしく糾弾しているにもかかわらず、この行為に科せられる制裁は(多くの場合)「彼の主君に罰金を支払う」ことだけである(「人が彼自身からその所領を(判決をもって)剽奪する」のは、「彼が六週間以内にかの者(「所領を与えられた者」)に対し授封を mit rechte (「正式の裁判手続をもって)破る」ことをしない場合に限られている)。

以上のように見てくると、ラント法一・四〇の truwelos が、単に(一般的な道德規範としての)「信義を破る、行為」ないし「背信行為」一般ではありえない、ということも明らかであろう。レーン法七六・六は、主君または家臣が(主従関係の)解約告知以前に軍勢を集め、装備万端を整えた上で解約告知をおこなない、その軍勢を率いて相手方目がけて進発することを weder sine truwe (彼の「Treueに反する」)行為としているが、名譽や lennecht の剽奪につながりうる「不忠」としてザクセンシュピーゲルに登場してくるのは、このケースくらいのものである(なお、ほかにラント法三・七八・八には、「主君が下臣を、あるいは下臣が主君を、法(の定める手続)に従い彼(「主君」)の下臣たちの前で訴えることなく、襲うならば、彼(「その主君あるいは下臣」)は weder sinen truwen (彼の「Treueに反して」)行動することになる」、という件りがあるが、ここではそれとして立ち入った検討を必要とする「抵抗権」そのもの問題については立ち入らない。なお、lennrecht とともに(判決をもって)剽奪される「名譽」(ere)については、後註(88)で述べる。

(87) この点について、詳しくは、拙稿「アイゲン」三・(四)、三三頁以下を参照されたい。

(88) ザクセンシュピーゲルには、犯罪を犯した者から lennecht を(判決をもって)剽奪する、という明文の条項は見当たらない。そこで、「それ(「判決」)が彼等の生命または彼等の健康または彼等の ere に及ぶ場合」(ラント法二・一二・二)、「彼等の生命または彼等の ere または彼等の相続財産 (ere) に及ぶ判決」(同二・一二・二)、「彼にとって彼の ere または彼の健康または彼の生命に及ぶ窃盗」(同二・二九)——なお、窃盗犯人が erenlos (名譽喪失者)であることについては、同二・一三・一をも参照——、「それ(「判決」)が彼の生命または彼の ere または彼の相続財産 (ere) に及ぶ場合」(同三・一九)などの文脈に現われてくる「名譽」(ere)とは何か、それと lennecht との関係いかに確かめてみる必要が生ずる。

この点についてヒルシュは、「序論」において、「名譽」の觀念がザクセンシュピーゲル全体の中で、あるいは、その法觀念全体にとって重要な意味をもつていかに強調した上(ヒ・I, Einleitung, § 8, Die Ehre, S. 74 f. u. Hi. II, Einleitung, § 11,

Die Ehre, S. 86 ff.)、¹⁾「語義註解」(Glossar)においても、Ehrlosigkeitを「ラント法」の部の Rechtstähigkeitの中に位置づけてゐる (Hi. I. S. 325)。しかし、²⁾こうした理解の仕方は、明らかに前註 (86) で扱つたラント法一・四〇と抵触する。そこでは、「不忠」や、「軍隊からの「逃亡」など、レーン法上の「重」罪を犯した者でも、ereとlenrechtは剝奪されるものの、「生命」が剝奪されることはない(=死刑には処せられない、したがつて(ラント法上) rechtlosにはならぬ)旨、明記されてゐるのだから――。

したがつて、われわれが前提すべきは、むしろ ereと lenrecht (いわばレーン法上の recht) との相関関係である。現に、レーン法二五・一は、(授封更新を求められた)上級主君は、「彼(=家臣)に(自ら)その所領を封与するか、もしくは、彼(=家臣)がそれ(=その所領)を(それまで)彼の最初の主君から受領してゐたのと同じだけ大きな名譽をもつて (mit also groten ere) 受領しようように、彼(=家臣)を(新しい主君へと)(=彼の新しい主君を)指定すべきである」という。この「同じだけ大きな名譽をもつて」が、具体的には「彼のヘーアシルトを引き下げなくてすむように」の意味であることは明らかであらう。しかし、この条項の言い回し(「同じ」ではなく、「同じだけ大きな」)は同時に、ereが必ずしも(個別的な意味での)「ヘーアシルト」と同義ではなく、むしろ(一般的な意味での)「ヘーアシルト」、したがつて、ここで検討してゐる lenrecht により近いことを示唆してゐるのであらう。

それならば、ereは――少なくともそれが(レーン法七八・三のように、一般的・道徳的意味で用いられる場合を例外として)テクニカルに用いられる場合には――「レーン(法上の)能力」という意味での lenrecht と同義語なのだろうか。もちろん、そう解する余地は十分あるし、上述した用例は――右に引用したレーン法二五・一を除けば――すべて ere が lenrecht (ないし recht) とともに剝奪されてゐるケースであるから、この疑問に立ち入ることにはあまり実益がないとも言える。しかし、私には、ereの語が最も多く「判決が(それに)及ぶ」という分脈に登場してくることは、必ずしも偶然でないように思われるし(同じことは、アイゲンと同義語の ere=das Erbe についても言える――拙稿「アイゲン」二・(一)、七頁、および、特註(47)を参照)、³⁾すばり言えば私は、erenlos になる、あるいは、(判決をもつて) ere を剝奪されるとは、lenrecht (の行使) が一代限り停止されてゐる(したがつてそれが、相続人には及ばない)状態なのではないか、と考えたいのだが、今のところそれを決定的に論証するための決め手は持ち合わせていない。

(89) 見易いように、この (a) で扱つた箇所を整理しておく、ラント法一・三・二、一・三・三、一・二五・二、一・二五・

三・一・四〇、三・六三・二、レーン法二・一・二・四である。

(90) レーン法二・二(i) (lenrecht an deme gude) (iii) (anはなし、ただし、一見明白に(一)を承けたもの)、一〇・二(lenrecht dar an=an eneme punde oder twen) 五六・五 (en vul lenrecht an deme gude) 七一・四 (an eneme gerichte ne gemene lenrecht) 七五・一 (lenrecht an deme gude) 七五・二(i) (en lenrecht dar an=an deme gude) (ii) (en vul lenrecht an deme gude)。なお、ほかにもう一箇所、二六・七に an anevelle n'is nen lenrecht という表現が出てくるが、その lenrecht は(狭く)「又」授封権を意味すると解されるので、後に(2)・(a)で扱うことにする。

(91) ザクセンシュピーゲルにおける recht(e) len の概念については、拙稿「ゲヴェーレ」、註(10)を参照されたい。なお、この recht(e) len に対する「支配権」は、実質的には、さまざまな形で表現されている——たとえば、recht(e) len そのものもその一つであ(り)うる——が、(前掲・拙稿、四(三)、三〇頁以下で、「正規のレーン」のゲヴェーレについて述べたところから容易に推察されるように)特にそれを指す語は何かと言えば、ほかならぬ「権原」という意味での (ge) were の語がそれに当たることに注意されたい。因みに、前註(90)に掲げた諸条項のうち、レーン法二・二は——(a)の本文で引用した二・一を承けて——lenrecht を欠く者が授封した場合を、また、五六・五、七五・一、七五・二はいずれも婦人が授封した場合を扱っている。このほか、一〇・二は——「ポンドまたは二ポンド」という表現に明かなように——いわゆる Rentenleh を、また、七一・四は——an eneme gerichte という表現に明かなように——いわゆる Gerichstlehn を扱ったものであって、「正規のレーン」を対象とするものではない。あらかじめ言っておくと、この点は「アンゲフェレ」を対象とする二六・七(後註(10)参照)も同様である。

(92) 以下においては、主として婦人など「lenrecht を欠く者」が授封した場合を中心に論を進めるので、ここで(以下に触れる機会のない) Gerichstlehn の制約について述べておきたい。

家臣がその所領について持つ主要な「権利」(＝今日の意味におけるそれは、(家臣が死亡した場合の)「相続権」、(主君の側に異動が生じた場合の)「授封更新請求権」、(自分の家臣に対する)「又」授封権)の三つに要約できる(拙稿「ゲヴェーレ」、前註(91)に挙げた箇所で、「正規のレーン」のゲヴェーレについて述べたことを参照されたい)。Gerichstlehn の場合、このうち「相続権」と「授封更新請求権」は(ほぼ完全に)存在する(ただし、後述④を参照されたい)。しかし、「又」授封権については、次のような制約がある。④それは、国王——(世俗)諸侯——グラーフ——(例外として、グラーフシャフト内の)シユルトハ

イスと、「第四の手」までしか封与できない(ラント法三・五二・二と三、レーン法七二・二と三)。(9) (封与された) 裁判管区(II グラーフシャフト)を(又授封にさいし) 分割することができない(ラント法三・五三・三)。(10) 逆に、グラーフシャフトが自由になった場合は一年と一日以内に(又) 授封しなければならぬ(旗レーンも同じ。いわゆる「授封強制」の原則である——この点については、拙稿「アイゲン」、註(III)を参照)。(11) 持主の死亡によって裁判権レーン(についての権利)が帰属した者でも、改めてその授封を受けるまでは裁判権を行使できない(レーン法七二・五——これは相続人の「レーンに対する現実の支配権」についての制約であり、その意味では「相続権」についての制約でもある)。それに、(12) 「二人の家臣は一つの *gerichte* (裁判管区ないし裁判権) について共同の *lenrecht* を持つことをえない」(レーン法七二・四)。

(93) たとえばレーン法二・二は、「しかしながら、いずれかの主君がこれらの (*lenrecht* を欠く) 者の一人に所領を封与すれば、彼等はその者(II主君) からその所領についての *lenrecht* を受領する」と言っている。また、レーン法一〇・二は、「また、ある家臣が彼の主君から(毎年) 一ポンド(II二〇シリング) または二(ポンドの収益) を(それが上がる場所を特定しないで) 授封されている場合、それ(IIその収益が上がる場所) が(どこであれ) 彼(II主君) にとって最初に自由になったとき、彼(II家臣) はそれ(IIその場所) について *lenrecht* を持つ」という。これらの場合、*lenrecht* が「所領ないしレーンを現実に支配する権利」であることは明らかであろう。

なお、*Renteln* については、拙稿「ゲヴェーレ」、註(99)でその概要を述べておいたように、(又授封権はもとより) 相続権と授封更新請求権はあるが、「それを賃料または貢租とひきかえに誰かに貸し出すことはできない」(レーン法六〇・二)、といういわば「小作地」なみの制約がある。

(94) レーン法二・二は、前註(93)に引用した箇所に引きつづき、「また(むしろ、しかし)、(彼等II *lenrecht* を欠く者は) それ(II所領) を彼等の子たちに相続させることはなく、また自らも他の(II新しい) 主君への *volge* (II *Folge* —— 授封更新請求権) を欠く」としている。

また、レーン法五六・五は、ある婦人がその後見人である(男性の) 家臣(おそらく、彼女の親族——レーン法七五・一に *die wovnen vrunt* II *Freund* (od. *Vewander*) *der Frau* とあるのを参照) とともにある所領を授封された場合について、後見人である家臣が婦人の同意を得てその所領についてのゲディング(II現にある家臣が占有・支配している所領を、その者が封、相続人なくして死亡した場合に占有・支配させるといふ条件で、あらかじめ別な家臣に授封すること——拙稿「ゲヴェーレ」、四・(二)、一九

頁以下を参照) および自由な(レライニ)一旦又授封されて、又家臣の死亡等により手許に戻ってきた) 所領を(又)授封することができる、という趣旨のことを述べた上で、いわばその根拠として、「彼等二人が共同で (mit gesammer hant || mit gesamter Hand) その所領についての en vull leinrecht を受領したのであるから、(すなわち) 彼は授封(|| 支配権の賦与) とヘーアシルト(|| それを受ける能力) とを持ち、そして彼女は同じ授封とゲヴェーレ(|| 所領の現実的占有・支配) とを持つ(のだから)」と言う。この場合、(又)授封を行なうのが、(主たる受封者である) 婦人ではなく、(その後見人である) 家臣の方であることを注意する必要がある。裏から言えば、(ヘーアシルトを欠く) 婦人が単独で受封した場合には、原則として又授封権は存在しないのである(ただし、レーン法二・五を参照)。

レーン法五六・一は、いわばこの共同受封の目的について次のように言う。「家臣はまた、所領をある婦人とともに受領することができる、彼が彼女をその所領について代表・擁護するために、また、彼女の主君が死亡したとき、それ(|| 所領) について他の(|| 新しい) 主君(の許) へと(|| に対し) 授封更新を求めることができるために、彼女はヘーアシルトを欠くがゆえに、彼女には授封更新請求権が欠けているからである」と。すなわち、右に又授封権について述べたのと同じく、婦人が単独で受封した場合には原則として授封更新請求権は存在しないのである(なお、レーン法七五・一にも同旨の記述がある。ただし、この点についても、レーン法二・五を参照)。

これにつづくレーン法五六・二は次のように述べる。「しかるに、彼(|| 家臣) がその所領についてのゲヴェーレ(この場合、後見権) を(その者から) 受領した婦人が死亡すれば、彼が後見人たるの地位にもとづき受領した彼の受封は終りを持つ(終る) と。すなわち、婦人がたとえその後見人と共に受封しても、所領についての相続権は成立しないのである。前記五六・五で二人が共同でその所領について受領したとされる en vull leinrecht とは、(分派上、具体的にはほとんど) ばらばら「又授封権」を指しているというだけでなく、実はこのように「不完全」なものである——これに対してレーン法七五・二の en vull leinrecht は、新しい主君が婦人に対する授封更新を拒み、後見人である家臣にだけ(再)授封したケースであるから、(現に所領を占有・支配している婦人の同意を必要とするが) 原則的には、「正規のレーン」と同じく、「相続権」や「又授封権」(およびその他の処分権) を含んでいる。ただし、この条項はドイツ語第二版に属している——。

(95) レーン法二・二は、前註(94) に引用した箇所にはつきつき、さらに次のように述べる。「人は彼等、ヘーアシルトを欠く者すべてを、レーン法廷において証人から、また判決の発見(から) 却けることができる(前註(57) に対応する本文)。しか

し、彼等が(その者から) *lenrecht* を受領した彼等の主君は、彼等の証言を忍ばなくてはならず、また、彼等(の証言)をいかなる者に対しても(その不利益に) 利用することをえない」と(ただし、レーン法二・四をも参照されたい)。

因みに、レーン法六九・二には、「誰であれ半フリーフェ(の土地) または五シリングの年収を主君から受領している者は、判決を非難しまた証人となることができるとあるから、通常 *recht* (e) *len* を受領した者はもとより、*Rententeln* を受領した者でも、判決を非難することができた、と考えられる。これに対して、それに先行する六九・一に、「誰であれヘーアシルトを欠く者は、ヘーアシルトを有するいかなる者の判決をも非難することをえない」とあるから、「ヘーアシルトを欠く者」は——たとえ主君からある所領(についての *lenrecht*) を受領していても——レーン法廷において(ヘーアシルトを有する家臣の下した) 判決を非難することはできなかつた、と考えてよからう(なお、判決非難については、拙稿「相続法の位置」、註(82)で述べたことを参照されたい)。

(96) この点については、単なる中間報告にすぎないが、拙稿「アイゲン」、註(222)で、(実体的な権利という意味での) *recht* について述べたことを御参照いただければ幸いである。

(97) レーン法一八(iii)、二五・四、二六・一、四七・二、四九・一(i)、五五・四、七一・一〇、七六・三、ラント法三・五九・一。なお、Text, II では、最後の七六・三だけが *lenrecht* *dun* となっているが(S. 116) Ho. II 1, S. 303に拠れば、これは単純なミス・プリントと思われる。

(98) レーン法四七・二「誰であれ(自らは) 家臣を持たないにもかかわらず、*lenrecht* をおこなう、ほど高くヘーアシルトに生まれついている家臣(具体的には、少なくとも第六シルト以上、ということになる)は、口々彼の所領がそこに属しているところで(=同じ主君の) 家臣である——主君の家臣仲間 (*Hausgenote* = *Hausgenossen*, *Mitrasallen*) を(自分の) 家臣の代りに用いる、彼が彼等(=自分の家臣) を(証明手続上) 必要する場合には」。

レーン法五五・四「家臣に対し彼の信義にかけて(=特定の時期に主君の請戻しに応じて返還するという約束で——レーン法五五・一、前註(55)および(86)を参照) 封与された所領について、彼(=家臣) は自分の家臣に対して、*lenrecht* をおこなうことができ、またそれを自分の息に相続させる(後略)」。

レーン法七一・一〇「主君はまた彼の家臣たちの(=家臣たちに授封してある) レーンを(上級主君に) (一旦) 返還して(=こんどはそれを) 城塞レーンとして受領することをえない。しかるに彼(=主君) が不法に(も) (*mit unrechte*) そのことをなす

ならば、彼等（Ⅱ家臣たち）は上級主君に対し授封（更新）、もしくは、——（新しい主君として）彼等、対して、その所領について *lanrecht* をおこなうことのできる——（上級主君の）家臣への（主君）指定を求めるべきである。」

レーン法七六・三〇〇（前略）主君が家臣に対し（主従関係の）解約告知をすれば、彼（Ⅱ主君）は家臣が彼から受領している所領を喪失したことになる（中略）、家臣はそれ（Ⅱ所領）について上級主君に対して授封更新を求めるべきである（中略）。しかし、それが主君のアイゲンであつて（中略）、家臣がそれについてそれ以上授封更新を求めえない場合には、家臣はその所領を一生涯、奉仕（ないし、勤務）なしに保持すべきであり、またそれを自分の子に相続させ（前出、五五・四を参照）、またそれについて、*lanrecht* をおこなうことができる（後略）。

ラント法三・五九・一〇〇「誰であれへーアシルトを持つ者が司教または修道院長に選ばれるならば、彼等は先にレーンを、そしてその後で聖職を受領すべきである。彼等がレーンを受領したとき、彼等は *lanrecht* をおこないうる（ようになる）のであつて、それ以前にはない」（次註（99）に掲げるレーン法二五・四と比較されたい）。

(99) レーン法二五・四〇〇「いずれの家臣の（授封更新を求めるべき）年期も、彼の主君に、彼（Ⅱ家臣）が彼（Ⅱ主君）から受領すべき所領が授封された時に始まる。けだし、いかなる主君も、——彼に對し（上級）主君が不法に (*mit unrechte*) 封与を拒んだ場合を除き——それ（所領）が彼自身に封与される以前に、所領を封与する（Ⅱ又授封すること）をええ、からである（前註（98）の最後に掲げたラント法三・五九・一と比較されたい）。また、彼の主君が国外もしくは虜囚にあつて、彼（Ⅱ家臣）が自分の所領について（授封更新を）希求しえないときは、彼はそれについて、*lanrecht* をおこなない、そして、恰もそれが彼に封与されたごとくに、その所領を把握・占取して自らの（利）用に供する（後略）」（なお、*mit* の用語法については、拙稿「ゲヴェーレ」、四・六（a）、三〇頁を参照されたい）。ただし、この部分はドイツ語第二版に属している。

(100) レーン法二六・七〇〇「アンゲフェレ（Ⅱ封）相続人が未成年（二歳未満の間、後見人が所領の収益を取得する権利）には、いかなる *lanrecht* も存在せず、またレーン（Ⅱ所領）に對するフォルゲ（Ⅱ主君の例に異動が生じた場合の授封更新請求権）も（存在しない）。この条項については、拙稿「ゲヴェーレ」、四・七、特に三九頁以下、および、註（107）ですでに論じておいたが、この条項の *lanrecht* を「又授封権」と解する理由を摘記しておく、次の通りである。a) 主君は、封、相続人たる子の後見人として、自らアンゲフェレを保持することもできるし、子の後見人が別にある場合にはそれを彼に封与することができる（レーン法二六・二）。二六・七はこのうち後者の場合を扱ったものである。したがって子の後見人は所領のアンゲフェレ

を取得しており、ある意味では所領を現実^レに支配している(したがって、*lenrecht* は「所領を現実^レに支配する権利」とは解し難い)。
 ⑥同じ二六・七は、ひきつづき、これとの対比において、「しかしながら、人(Ⅱ後見人)は *seichte* (裁判管区または裁判権) (の) アンゲフェレを封与されている場合、それ) についてはアンゲフェレを(又) 授封することができる、しかしそれについてはいかなるフェレも存在しない」と言っている。⑦後続の二六・九は、——拙稿「ゲヴェーレ」、上掲箇所、および、註(218)で詳論したように——かりに後見人がこの所領を(又) 授封しても、子がそれについても「適法なゲヴェーレ」を破ることはできないことを強調している(なお、この条項については、本稿の註(131)でも再論する)。

(101) レーン法一八Ⅱ(主君が家臣を問責すべくレーン法廷に召喚した場合(前註20)、この事案が終らない限り、その裁判期日内に主君が家臣(の別な訴え)に応訴する義務はないが)「しかし、主君のレーン法廷が判決をもって延期され(前註18)、しかも(その間に)家臣に——それがゲディングであれレーンであれ——ある所領が(持主の死亡によって)帰属し、彼がそれ(Ⅱ所領)について主君に対し(授封を)を希求し、あるいは、それ(Ⅱ所領)を裁判(手続)をもって(*mit rechte*) 立証・取得することを乞うならば、主君は彼(Ⅱ家臣)の裁判期日内において(も)裁判(手続)をもって(*mit rechte*) (つまり、家臣の希求ないし訴えを受けて立って)彼(Ⅱ家臣)に対し *lenrecht* をおこなうべきである」。

(102) レーン法二六・一Ⅱ(主君の封相続人である子が、成熟(Ⅱ満二歳)に達してからすぐに、その家臣たちに対し *lenrecht* をおこなうことを拒むならば、彼等はそれについて別なところで(Ⅱ上級主君に対して授封更新を)希求すべきである」。

レーン法四九・一Ⅱ「ある家臣が彼の家臣から所領を奪い、あるいは、彼(Ⅱ下級主君)が彼(Ⅱ家臣)に対して *lenrecht* をおこなうことを拒むならば(中略)、そのことを家臣は彼の上級主君に対し彼(Ⅱ上級主君の)家臣たちの面前で(Ⅱレーン法廷で)訴えるべきである」。

(103) この点については、とりあえず拙稿「ゲヴェーレ」、四・(三三)、二〇頁以下で述べたことを参照されたい。

(104) ザクセンシュペーゲルの「ラント法」の部が、——著者自身もそれに属したと見られる——「参審自由人」の立場から書かれていることは間違いない。そうだとすれば、「レーン法」の部も同じ立場から書かれているはずだが、「レーン法」の部ではただ「(上級)主君」や「家臣」について語られることが圧倒的に多く、その身分(ないし、シルト)が特定されていないため、この推定を決定的な形で論証することは容易でない。しかし、まったく手がかりがないわけではない。まず、「レーン法」の部には、明らかに家臣(権)の保護を目的として条項があちこちに見られる(前註(71)で論じたレーン法一四・三も

その一例である。しかし、その場合主として念頭に置かれているのは、必ずしもレーンの階層の最下辺に位置している家臣ではなく、自らも家臣を持ちうる（したがって、少なくとも第六シルト以上の身分に属する）家臣である（前註（98）に引用したレーン法四七・二を参照）。さらに、著者アイケ自身、「人はまた第七のシルトについては、それがヘーアシルトないしレーン法（上の能力）を有しうるか否か、知らない」（ラント法一・三・二、前註（75）、および、拙稿「相続権の位置」、四、六五頁以下を参照されたい）、という。果たしてそうだとすれば、アイケの念頭にあった家臣はむしろ少なくとも——第六ではなく——第五のシルトを持つ者、すなわち「参審自由人」である可能性が大きくなる。

(105) レーン法七一・六〇〇「誰であれ（主君の）アイゲンをレーンとして受領している者があれば、それ（主君の）アイゲン（である）レーン）についてはフォルゲ（主君交替の場合の授封更新請求権）は存在しない。しかしながら、（アイゲン・レーンの）授封は、もう一つの帝國領であるレーンと同じく、第七の手まで及ぶ（又授封される）。彼等（複数の主君）のうち、それ（所領）がその人のアイゲンである（つまり、アイゲン・レーンの出発点になっている）最高主君を除いて、なんびとも他の者（家臣ないし又家臣）に対し、その所領について、フォルゲ（授封更新の請求）を却け（ることをえず）、また lenrecht を拒むことをえない」。

レーン法二二・一〇〇「また、家臣が同じ（彼の）主君の訴えによつて（教会の）破門に処せられている場合にも、彼（主君）は彼（家臣）を家臣として迎え入れるを要しない。しかるに、彼（家臣）が別な家臣の訴えによつて破門に処せられている場合には、たとえ彼（家臣）に対し彼の主君が lenrecht を拒んでも、そのことは彼（家臣）（の権利）を損うことにはならず、それ（lenrecht）をめがけて（ope dat lenrecht）（授封を得るべく）彼（家臣）は彼の臣従礼を捧げるべきである」。

(106) レーン法四・五（i）と（ii）六三・一、ラント法（一・五六）。

(107) ラント法一・五六〇〇「Goscap（Gogratschaft——ゴグラーフ職ないしその裁判管区）にはいかなるレーンも、またいかなるフォルゲ（後述）も存在しないのが、法に適っている（mit rechte）。（中略）（しかるに、それ（ゴグラーフシャフト））をある主君が封与するならば、彼（主君）はそれについて（dar an）彼の家臣およびその子たちに対し lenrecht を培い育てるべきである（後略）」。

要するに、この条項からは次のことが読み取れる。ゴグラーフシャフトには、もともとレーンも（したがって）フォルゲ（後述）もなかった。しかし、やがてゴグラーフシャフトも授封の対象となっていく。そこで後代の「補遺」は、その場合

について、ゴークラーフシャフトにもフォルゲの権利を認め、主君は家臣の請求に応じてゴークラーフシャフトを(再)授封すべきである、とする。

しかし、実はここまでのところにも問題がないわけではない。すなわち、*volles*の用語法がそれである。この語は、「レーン法」の部においては、少なくとも圧倒的大部分の場合(二・二、二・三、二六・七、五六・一、五七・四、五八・一、六八・六、七一・六、七一・七、七一・一四、七五・二など)、主君の側に異動ないし交替があった場合、家臣が上級主君ないし新しい主君に改めて所領の授封(実質的には、所領をそれまで通りに支配すること)を求める権利の意味で用いられ、家臣が死亡した場合に所領を封相続人(＝息)に相続させる権利とは区別されている(その区別が一見ただけではつきりしないのは、レーン法五・一と五九・三くらいのものだが、前者はゲディングゲ、後者は「見せかけの授封」にもかかわっており、もともと「相続権」は問題にならないケースである)。こうした用語法からすれば、ラント法一・五六の「補遣」が、主君は(家臣に対してのみならず)「その子たち」に対してまで「フォルゲ」に應ずる義務を有するかのとき書き方をしているのは、かなり特異な用例と言わなくてはならない。

もちろん、問題はそれにはとどまらず、さらに進んで「ラント法」の部の著者アイケ自身の手になる部分に登場する*volles*の語(この条文の前後のほか、三・五三・三にも出てくる)が「相続権」をも含むのか否か、が問われなくてはならない。私はどちらかと言えば、(他の用例と同じく)「相続権」は含まれないと解したいのだが、今のところ決め手になる論拠は持っていない。後考を重ねたい。

なお、ラント法一・六四の用語法の(それ以外の)特異性については、すぐに本文および後註(108)および(117)で述べるところをも参照されたい。因みにこの箇所は、いわゆる*Ordnung IIa*のテキストに属し、おおむね一二六〇年代に補筆されたとされる部分である。

(108)レーン法六三・一¹¹¹「いかなる所領であれ下臣に対し臣従礼なしに封与されているものは、*rechten*(正規のレーン)とは言わない、主君が彼の家人に対しホーフ(＝いわば、家)の法廷において(*to hovechte*——この段階における*Hofrecht*(＝*lex familiae*)については、『久保正幡教授還暦記念・西洋法制史料選II中世』、一九七八年、創文社、九〇頁以下に所収の拙稿「ヴォルムス荘園法」を参照されたい)臣従礼なしに封与(厳密には、貸与)する所領と同じく。現に、それ(＝家人に封与された所領)もとに(*dar at*)彼(＝家人)が培い育てるべきは*hoverecht*であつて、*lenrecht*ではない(この場合の*lenrecht*は、文脈上、

家臣が——主君から封与されたレーンをもとにして——主君に対して履行すべき(レーン法上の)一般的義務、とも解されるであろうが、その点についてはさらに後述する)。

レーン法四・五 II 「また誰であれ一頭の馬または彼の財産 (Gut) 中の何かを彼の主君に貸与し、もしくは、彼の奉仕(ないし、勤務)——dienst = Dienst) 中に何かを失つて、それが彼に(返還ないし)補償されていない者は、その間彼の主君に奉仕する(ないし、勤務する——to denende)義務も、また lenrecht を培い育てる義務もない。しかしまた、主君が家臣に対し、彼(=家臣)から彼(=主君)の家臣たちの面前で(=レーン法廷で)訴えられたとき、法(=裁判)を拒む (rechtes weigern——前記 (b) で検討した lenrechtes weigern の用語と比較されたい) ならば、その間彼(=家臣)は彼(=主君)に対し奉仕する(ないし、勤務する——denen)ことも、また lenrecht を培い育てることを要しない」。

(109) ラント法一・三四・一、一・四一、一・六〇・三、二・一三・八、三・一七・二、三・三四・三、三・六三・一。なお、これらすべての箇所については「邦訳」があるので、以下、特に必要な場合を除いて一々引用しない。なお、こうした rechtes plegen の用語法まで視野に入れると、前註 (107) で指摘したラント法 (一・五六) における、lenrechtes plegen の用法の特殊性はますます際立つたものになる。

(110) たとえばラント法二・一三・八は、「いかなる裁判官であれ犯罪を裁かない者は、かの(犯罪を犯した)者に下されるべきであつたのと同じ裁き(=刑罰)を受けるべきである。また、なんびともその裁判官の裁判集会に参加する義務がなく、また彼のために rechtes plegen (法を培い育てる)義務もない、彼自身が rechtes weigern (法=裁判を拒んでいる)間は」という規定がある。これはラント法に関する規定であるから、参廷義務者が裁判官に対して負う義務は、「裁判に協力すること以外にはありえない。この条項を前註 (108) に引用したレーン法四・五(の末尾)と比較すれば、すでに文言の上でも、レーン法四・五の lenrechtes plegen が「レーン法上の裁判を培い育てる」を意味する可能性が高まる。しかし、結論を出す前に、それと並んで現われる denen とは何かを明らかにする必要がある。

(111) レーン法七九・二には des rikes hervart oder hofvart という表現があり、七一・一八では、^{アブルク}城塞レーンについては、(家臣は主君に對し) nicht plichlich (= pflichtig) to denen neweder (= weder) hofvart noch hervart (出仕の奉仕をする義務も、出陣の奉仕をする義務もなし)と言われている。なお、ラント法三・六四・一は、レーン法七九・二と同じことを指して、des rikes denest oder sinen hof と言っている(「邦訳」を参照)。

(112) もっぱら Heerfahrt を指していると解されるのは、すでに引用したラント法一・四〇(前註(86)に対応する本文)、二・七一・二(「誓約された平和の(期間)内においては、人は、帝国勤務および馬上の槍試合のためほか、剣以外のいかなる武器をも帯びるべきでない」、三・六四・一(前註(111)の末尾)、さらにすぐに後述するレーン法四・一(内容的に見てそうだとはいえない)、四・三では同じことを指して disse (|| disse) hervart と言っており、四・一そのものの末尾でも、des rikes denest がレーン法廷への召喚(前註20)と対比されている)など、また、それと Hoffahrt の両者を指していると解されるのは、ラント法一・二八(なお、この条項は——邦訳)とはちがって——「帝国勤務もしくは国外における神への勤仕に赴いている場合」と解すべきであろう)と二・七、および、レーン法二四・七(ここでは、「帝国勤務」が「国の緊急事態、(すなわち)他の國がそれ(||ある國)を攻撃し、彼がそこへ叫び声をもって召集される場合」と対比されている)などである(なお、レーン法七九・三の des rikes denest については、後註(151)で改めて後述する)。

(113) レーン法七九・二「いつであれある主君が(裁判期日を定めて)彼の家臣をレーン法廷に召喚し(前註20)、また、彼の(他の)家臣たちに対し判決をもつてそこ(|| その裁判集会)に召集することを命じたときは、その裁判期日内に彼(|| 主君)は、彼が彼等(|| 家臣たち)に対し召集することを命じうる他のいかなる裁判期日をも設定することをえない。また、彼等(|| 家臣たち)に対しては他のいかなる彼等の主君も、その裁判期日内に裁判期日を定め(てレーン法廷に召喚)することをえない、ただし彼等(|| 家臣たち)は、彼等が帝国の命により、(van des rikes halven || von Reichs wegen) (帝国領である)彼等の所領のゆえに(または、をもとに——van ernie gude' 後註(114)を参照)彼等の主君のために ienrechtes helpen (|| helfen) (直訳すれば、「レーン法を助ける」、後述するように、「レーン法裁判に協力する」の意)すべき間は、帝国勤務中(in des rikes deneste)であるからである」。ここで、(少なくとも)帝国領を受封している家臣が自分の主君のレーン法裁判に協力している間は「帝国勤務中」、とされていることはきわめて重要である(この点についてはさらに後述する)。

因みに、この条項の直後につづく七九・二は、前註(111)で述べたように、des rikes hervart oder hofvart についで語っている。こうした用語法および論旨の運び方の中に、出仕義務中最も重要なものはほかならぬ参廷義務であり、両者はほとんど等置できるほどである、ということが示唆されている点に注意されたい。

(114) 前註(112)を参照。

(115) 上記(一)・(2)・(a)・(c)および前註(35)を参照されたい。

(116) 条文は「家臣はまた、彼が、午前中におよび禁制日以外および祭日以外(の日)に、彼(主君)のためにレーン法廷で判決を発見することによつて(も)、彼の主君に *denen* すべきである」となつてゐる。

(117) レーン法六三・一(前註116)。なお、その末尾には「それ(家人に封与ないし貸与された所領)をもとに(*dar af* || *ab*)彼(家人)が培い育てるべきはホーフレヒトであつて、*lenrecht*ではない」とあるが、これと同じ言い回しはラント法一・三四・一にも出てくる(アイゲンの法廷譲渡にあつて、持主は半フーフエと宅地を残さなくてはならないが、「それをもとに(*dar af*)彼は裁判官に対し *rechtes plegen* (裁判集会参加義務を履行)すべきである」——前註(116)をも参照)。言うまでもなくこのことは、レーン法六三・一の *hovrechtes* (*nicht lenrechtes*) *plegen* という表現が参廷義務を念頭に置いたものである、という解釈を支持する方向にはたらくであらう。——因みに、これと(実質的に)同じことをラント法一・二・三は、「フーフレックハフテもまた、彼等のアイゲンのゆえに、(ないし)、をもとに——*van* (|| *von*) *erne egene*」六週後毎にシュルトハイスの裁判集会に参加すべきである」と言つた。これと同じ言い回し(*van erne gude*)は、前註(113)に引用したレーン法七九・一でも、参廷義務との関連で用いられてゐる——。

ところが、前註(117)で論じたラント法(一・五六)に限つては、*dar lenrechtes* …… *af plegen* という言い回しで、「それ(授封されたグークラーフシャフト)に、ついで、(家臣に対する)授封の義務を履行すること(アイケ自身であれば、おそらく *dar lenrecht* …… *mede dan* と言つたであらうと思われること)を表現しようとしてゐる。この点でも、この「補遺」の用語法は明らかに特異なものであり、原著者のそれとははつきり異なつてゐる。

(118) 前註(113)に引用したレーン法七九・一。なお、以上 *lenrechtes plegen* という表現について續々論じてきたのは、もちろん、実質的にはそれが「裁判」と関連するものである、ということを確認しておきたからであるが、もう一つ、次のような解釈に反論を加えたかつたからでもある。すなわちホーマイヤーは、(レーン法四・五) *lenrechtes plegen* を「当事者としてレーン法廷に出頭する」(したがつて、その他のところでは *lenrechte stan* ——上記(一)・(二)・(a)・(c)——と言われているのと同じこと)と解し、(レーン法七九・一) *lenrechtes helpen* は「主君のために判見発見人または代弁人として奉仕(ならし、勤務)する」という意味になる、としてゐる(Ho. II, Glossar, S. 593)。上述の検討によつて、こうした見解が *lenrechtes plegen* に関するかぎり誤りであることは、すつぱら明らかであらう。因みに、*rechtes helpen* という表現は、一箇所ラント法一・六・三にだけ(*rechtes plegen unde helpen* という形)出てくる。この表現は、(117)でもまた、「裁判集会に

参加して裁判に協力する」ことを意味している。「人が(当事者として)法(II裁判)を求めるところ、そこで彼は(参廷義務者として)法(II裁判)を培い育て(それに)助力すべきである」——なお、これに先行する一・六・二には、「なんびとも、彼がそこに居住した所領を有し、またそこで法(II裁判)を求める裁判管区内においては、代弁人となることを拒みえない」、と言っており、一・六〇・三もこれを承けたものと解される)。

(119) 前註(70)、特にそこに引用したレーン法二四・一(および六六・二)、および、前註(101)に引用したレーン法一八を参照されたい。

(120) さすがにホーマイヤーはいち早くそのことを指摘している(Ho. II 1, Glossar, S. 593)。「*lenrecht dun* IIレーン法を司り、行使すること(中略)、特にレーン法裁判権をそうすること、そこからまた、家臣に法的手段(*Rechtsweg*) (に訴える道)を開くこと、レーン法一八、二六・二、四九・一」——これはわれわれが(2)・(a)・①に数えたものである。前註(101)・(102)を参照。

(121) 因みに、この(二)で検討した箇所は、都合三二「三三」箇所になるが、そのうちのほぼ半数、一五(二七)箇所が(レーン法上の)「裁判(手続)」というニュアンスを帯びていることになる。

(122) レーン法四九・一(ii)、六五・一六(i)と(ii)、六五・一八、七一・九、七五・三。なお、Text, IIでは、このうちの二箇所IIレーン法六五・一六(i)は *alse lenrecht si* となっているが(S. 88)、ホーマイヤー(HI 1, S. 260)を参照すると、単純なミス・プリントと見当がつく。

(123) レーン法四九・一(II前註(120)を参照)(ある主君が家臣から所領を奪いまたは *lenrecht* をおこなうこと(II授封)を拒む、あるいは、(所領を授封したことを)保障(あるいは、授封した所領について追奪担保を)しようとする。この場合、家臣は上級主君のレーン法廷に訴える。そこで)上級主君は、「判決をもって」、下級主君に対し、「彼(II汝)の家臣に対し法をおこなない(*recht do* IIその所領を授封し)またその所領について彼(II家臣)の正しい保障人(*rechte gewere*——法定保障人の含意あり)となるように、命ずべきである。彼(II下級主君)がそのとき(ないし)それでもなおこれをなさない場合、そのことを家臣が、*alse lenrecht* が(IIレーン法が求める手続の通り)(証人によって)立証するならば、上級主君自身がそれ(II所領を彼(II家臣)に封与し、またそれ(II所領またはその授封)については彼(II家臣)の保障人となるべきである」。因みに、この条項においては、「立証する」ことの内容、および、それによって実現することの内容まで遡っても、一つは「授封する」こと(*lenrecht dun* または *recht dun*

——(二)・(三)で述べたことを参照されたい、もう一つは「保障人になる」ことであつて、依然として(主として)形式的・手続(法)的なのであることに注意されたい。

レーン法七・九(城臣は城塞レーン)として受領した所領を(又)授封することをえない。しかるに彼がこれをなした場合、主君(城主)は、「判決をもつて」、六週間に以内にその城塞レーンを自由にして取戻すよう命ずることができる。城臣がこの命に従わなければ、城塞レーンは(判決をもつて)剝奪される。このこと(又授封された城塞レーンの取戻し)がおこなわれる以前に城臣が死亡し、しかも(彼から)授封された家臣がその所領を適法な(レーン法廷における)異議なしに彼のレーン・ゲヴェーレの中へと持ちこんでいた(適法にレーンとして占有・支配していた——拙稿「ゲヴェーレ」、四・(五)、二六頁以下、および、註(12)を参照)場合には、彼(家臣)がそのことを、*alse ienechtis*(レーン法が求める手続の通り)、(証人によつて)立証しうるかぎり、彼は彼の法定の年期内に上級主君(城主)に対して彼の所領の授封更新を求めることができる。この場合にも、「立証することの内容は「授封(の手続)が適法におこなわれていること」、それによつて実現するのは「授封更新(の手続)を求める権利」である。

(124) レーン法七五・三(ある上級主君がある婦人に対し、彼女がゲヴェーレの中に持っている(占有・支配している)所領を訴求する場合(中略)、しかもその(上級主君が、それ(所領)は彼(自分)のある家臣の死亡によつて彼(自分)にとつて自由に(なつた)、と主張し、また(それに対して)その婦人が、それ(所領)はまだ生きている別な者から彼女(自分)に(封与されたものである)、と主張する場合には、その(婦人によつて下級主君であると主張された)主君が、*alse ienechtis*(レーン法が求める手続の通り)、その所領(の授封)について彼女を保障するならば、その婦人がその所領を(立証・取得)あるいは、保持)することになる。因みにこの場合、「下級主君が保障すること」が、彼女が問題の所領を確かに彼から受封した、ということを証明するための手続であることは言うまでもあるまい。

(125) レーン法六五・一六(その後主君は、彼(自分)は、*alse ienechtis*(レーン法が求める手続の通り)——なお註(12)の末尾を参照、彼(家臣)(の出頭)を待つたか否か、を問うべきである。因みに、三回の裁判期日にそれぞれ三回——そのつど使者が「私は何某に対し、まさに彼がここへ召喚されるにいたる原因となつた問責のために、一度、二度、三度、わが主君の面前へ出頭することを求める」と叫ぶことによつて——家臣の出頭を求め、彼が姿を現わすのを「待つ」。こうして三回の裁判期日に都合九回「待つた」のに彼が出頭しなければ、彼の「有責」(學者のいわゆる「不服従)が証明さ

れたことになり、彼からは所領が判決をもって剝奪される。したがって、この場合、(家臣の出頭を)「待つ」ことが証明、手続(の一ステップ)なのである。また、右に引用した箇所の直前には、主君の間に答えて、家臣たちが「彼(主君)は彼(家臣)を、太陽が傾く(傾きはじめる)時まで、すなわち真昼まで待つべきである」という内容の判決を発見すべきことが説かれていた。したがって、右の引用中の *lenrecht* は——これを承けて——「レーン法廷の判決(の通り)」というニュアンスさえ帯びている。

レーン法六五・一六・(ii)「これら(三回の)裁判期日のうちいずれか一つを主君が懈怠して、*alse lenrechts* (レーン法が求める手続の通りに)、彼(家臣)を追求(ないし、訴追)しないならば、彼(主君)は彼の裁判期日(ないし、裁判集会)すべてを失ったことになる。この場合、*lenrecht* の具体的内容は、言うまでもなく、問責のために召喚した家臣を法廷で追求(ないし、訴追)する手続である。

レーン法六五・一八「(証人の言うべきこととして)「私は貴下(主君)に捧げた忠誠の宣誓(*hulde* = *Huld*)にかけ誓って証言する、貴下が *alse lenrechts* (レーン法が求める手続の通り)、何某をこの場所へ召喚し、しかして、彼をそこで待った、と、そのことを私は見たしまた聞いた、それについて私は貴下の証人である。この場合、*lenrecht* の具体的内容は、家臣の召喚と、彼(の出頭)を「待った」こと、つまり不出頭の確認(有責の証明)のための手続である。

(126) すでに前註(123)〜(125)で、関係条項の引用中に試みにこの訳語をも挿入しておいた。

(127) レーン法五九・二、六八・一〇。

(128) レーン法五九・二「しかるに彼(見せかけの授封)をおこなった家臣がその(見せかけの授封)の(か)で、*na lenrechte* (レーン法が求める手続に従い)、彼が居合わせているところで三度訴えられるならば、人(主君)は彼からその所領を(判決をもって)剝奪する」(この条項ならびに「見せかけの授封」については、拙稿『*メウエー*』、四・(四)、二四頁以下を参照された)。因みに、この箇所の *na lenrechte* を *Hi. II, S. 159* は *vor dem lehngericht* と、*Sch. S. 308* も *vor dem Lehen-gericht* と訳している。

(129) レーン法六八・一〇「人(敗訴した家臣)は贖罪金および罰金の双方を、*na lenrechte* (後述)「それらがかちとられた(判決によって認められた)ところ(レーン法廷)に最も近い主君の家で(ラント法二・五・二)をも参照)、一四夜以内に納付すべきである」。この条項の *na lenrechte* は、贖罪金・罰金の支払手続にかかわっているから、その実質的意味を(前註(128)

で述べたレーン法五九・二の場合と同じく、「レーン法が求める手続に従い」と解することはもちろん可能である。しかし、その場合、この「手続」が——法廷における審理手続の延長線上にあるにせよ——もはや法廷における審理手続そのものではない、ということを見落すわけにはいかない。したがって、その点を強調すれば、この箇所の *na lennechte* については、「裁判手続から独立した」レーン法上の準則に従い」というニュアンスが強くなる。ただし、この *na lennechte* の一句はドイツ語第二版で挿入されたものである。

(130) 本節 (二)・(一)・(a)・⑤、および、前註 (49) を参照されたい。

(131) ラント法 (一・一四・二) Ⅱ「また、父が息に自分のレーンを与えて独立させ、しかもそれ (Ⅱレーン) を直ちに引渡して、(将来) 彼 (Ⅱ息) がそれ (Ⅱそのレーン) をその父の死後あらかじめ取得しており、しかも他のレーンについてその兄弟たちと同じ分を (取得する) ようにすることも、*lantrecht* ではない。たとえ彼等 (Ⅱ兄弟たち) が *tol lennechte* 彼 (Ⅱ息) に対してそれを拒むことができなくても、それはやはり *lantrecht* ではない。したがって、彼等が *tol lennechte* 彼を相手どって訴えるならば、彼等は判決をもって彼 (Ⅱ息) をそれ (Ⅱあらかじめ息に分与されたレーン) について法定の分へと (Ⅱ法定の分け前を与えるよう) 強制することができる」。この条項の末尾に出てくる *tol lennechte* はもちろん (具体的に) 「ラント法廷において」と解することが可能である。しかし、その前に二度登場する *lantrecht* が「ラント法 (上の準則)」という意味であることは明白であるし、先行する (一・一四・一) では、「たとえ、主君は一人以上の息に彼の父のレーンを封与すべきではない」ということが *lennecht* であっても、彼 (Ⅱ息) がそれ (Ⅱ父のレーン) を一人で取得することは、彼 (Ⅱ息) がそれを、そのレーンについて当然彼等 (Ⅱ兄弟たち) に帰属すべき分に従い、兄弟たちに補償しないかぎり、やはり *lantrecht* ではない」と *lennecht* の方も明確に「レーン法 (上の準則)」という意味で用いられている。したがって、一・一四・二の *tol lennechte* もそれとのつながりから言えば、むしろ「レーン法上」あるいは「レーン法の準則に従えば」の意に解すべきであろう。この場合注意すべきは、この「レーン法 (上の準則)」がしだいに「法廷における審理手続」から離れ、——特に一・一四・一の用例に明らかかなように——「相続権」にかかわる (実体的な) 法概念に近づいている、ということである。

ラント法 (一・二三・二) Ⅱ「たとえある子が *tol lennechte* 彼の成熟 (Ⅱ満二歳) に達しても、彼の法定後見人はやはり彼 (Ⅱ子) の必要に応じ彼 (Ⅱ子) の所領について彼 (Ⅱ子) を代表・擁護すべきである (後略)」。この場合、子が「法廷において」成熟に達するわけではないし、子が成熟に達するために格別の「法廷における手続」が必要なわけではないから、

lenrechte がもつばら「レーン法の準則に従い」の意味であることは明白であろう。もつとも、この件りには次のような問題がある。すなわち、子が成熟に達するのはもともとラント法上の問題であつて、「レーン法上成熟に達する」というのはそもそも意味をなさないのではないか、という疑問がそれである。この疑問に対しては、一応、次のように答えることができよう。すなわち、封相続人である子が成熟に達すると、主君から所領の授封を受け、自ら主君として自分の家臣に臨むことになる（レーン法二六・一、二六・一など）。そのため成熟に達した封相続人は、他の子が成熟に達した場合以上に、後見人を必要とせざるをえない。そこで、この件りは、実質的には、「封相続人が成熟に達したときは、主君として所領を支配しなくてはならないから」と言おうとしているのだ、と。しかし、もう一つ次のような解釈も不可能ではない、と思われる。「封相続人である」子が彼の父の死後どんなに幼少であつても、彼の後見人が彼を主君のところへ連れて行つて、彼の所領について法が求める手続に従い (na rechte) 主君に対し (授封を) 希求するならば、主君は彼 (子) に対し彼の所領を封与すべきである (レーン法二五・六)。「こうして」子が未成熟の間に授封された場合には、直ちに、(子の) 家臣たちが彼等の所領を子から受領すべき年期に及ぶ (II が始まる) (レーン法二六・六)。そうだとすれば、未成熟の子が授封された場合には、(その家臣たちが授封を受けるべき年期が始まるだけでなく) 子自身が「レーン法上は」成熟に達した」と見なされたのではないか、そして、右のラント法一・二三・二の件りはこのケースを念頭に置いたものではないのか、と。もちろん、この点はいずれにせよ、この条項の to lenrechte がもつばら「レーン法 (上の準則) に従い」、という意味をもち、しかもこの「レーン法」が (少なくとも間接的には) 子の「相続権」にかかわっていることは明らかであろう。

レーン法二六・九 II 「なんびとも、ある子に to lantrichte oder to lenrechte (II ラント法上、またはレーン法上) (持主ないし被相続人の死亡によつて) 帰属したその子の所領について、(それを) 授封(されること)によつて、あるいは(それを) 質入(されること)によつて、また(それを) 譲渡(ないし、返還) (されること)によつても、適法なゲヴェーレを取得し、もつて子に対し彼に相続されたそれ (II 所領) についての彼の適法な、そしてより早い (II より早くからもつて) ゲヴェーレを破ることをえない、子が未成熟の間にそれ (II 所領) が不法に (mit unrechte) 相続された者も (同じくそうすることをえない) (この条項については、拙稿「ゲヴェーレ」、四・七)、三八頁以下、および、註 28 を参照されたい)。因みに、アイゲンの相続は、拙稿「アイゲン」、二・(三)、九頁以下に述べたように、裁判官ないし裁判所の関与なしにおこなわれるので、この条項の to lantrichte が「ラント法廷において」を意味しえないことは明白である。また、この条項においても、「レーン法 (上の準則)」は子の「相

統權」にかかわっている。ただし、この条項はドイツ語第二版における補遺に属している。

レーン法七一・一六「しかるに誰であれ城塞および城臣を有する者があり、彼が死亡した場合、彼の子たちまたは彼の相続人たちが to lantrechte oder to lenrechte (＝ラント法上またはレーン法上) その城塞(＝遺産)をまだ配分していない間は(後略)」。遺産の配分も裁判官ないし裁判所の関与なしにおこなわれる。したがってこれも、前出・レーン法二六・九とまったく同じ用法である。ただし、この条項もまたドイツ語第二版における補遺にかかるものである。

(132) 厳密に言えば、ラント法一・一四・二と一・二二・二は、いずれもドイツ語第四版(おおむね一六〇年代成立)、エックハルトのいわゆる Ordnung IIa に属し、レーン法二六・九と七一・一六は、いずれもドイツ語第二版、エックハルトのいわゆる Ordnung Ib に属する。エックハルトは、このドイツ語第二版が一二四／三〇年に著者アイケ自身によって補筆されて成立した、と考えており、私は従来(本稿においても)、ザクセンシュピエーゲルの用語法の研究を進めるにあたり、このエックハルト説に従って(著者自身の手になる)ドイツ語第一版と第二版とを一まとめにしてそれ以後のテキストと区別してきた。しかし研究の過程において、ドイツ語第二版の用語法の特異性に突き当たる機会が重なるにつれて(たとえば、前註 94、(99) および(10)をも参照されたい)、私はこのところザクセンシュピエーゲル・テキスト成立史に関するエックハルト説に対して——特にドイツ語第二版をアイケ自身の補筆にかかるとする点について——疑問を抱くようになっていく。機会があれば、こうした疑問をはつきりさせるために、ドイツ語第二版の用語法——特にその特異性——を精査してみたい、と考えている。

(133) ラント法(一・一四・一)。この条項については、前註(10)に引用したラント法一・一四・二へのコメントの中ですでに検討しておいた。なお、この条項も、一・一四・二と同じく、ドイツ語第四版に属している。

(134) 「レーン法」の部の冒頭の一文、レーン法一・七一・二(i)と(ii)、七二・三、七八・一(i)。

(135) レーン法一、および、七八・一。

(136) レーン法七二・三。この条項は、主君(＝城主)がその城臣を問責のために「城塞法廷」に召喚する手続を述べたのち、「そのことを上述の lenrecht が教えてくれるように」と結ばれている。この lenrecht が(ザクセンシュピエーゲル・「レーン法」の部に書かれているような)「レーン法」を指すことは間違いないが、果たしてその「総体」と言い切れるか若干疑問が残る(また、実際にこの条項に照応するのは、レーン法六五・三という単独の条項である、と言えなくもない)。しかし、この七二・三は、七二・一から始まる Sonderlehn に関する規定群中に位置しており、したがってその lenrecht も、すぐに後述する geneine

- lenrecht のことを指している」と解することができる。
- (137) レーン法七一・一〇「ここまで本書で述べてきたことは、すべて van gemene rechte (一般のレーン法について) 述べたものである。私は皆さんにさらに三つ (三種) の授封 (レーン) (具体的には Gerichsteln, Eigeneln, Burgeln) の三つを説明し、それらが van gemene rechte (一般のレーン法と) どこが違うのか、話さなくてはならない」。
- (138) 因みに、この (三) で検討したのは、都合一五 (一九) 箇所であるが、そのうちで形式的・手続 (法) 的語義とほとんど関係のないのは、(一)・(c) で扱った二 (五) 箇所くらいのものである。
- (139) 前註 (72) を参照されたい。
- (140) 前註 (12) および (138) を参照されたい。
- (141) 前註 (99) に引用したレーン法二五・四の lenrecht dun にも、「所領を現実^{レール}に支配する」という含意はあるが (二)「その所領を把握・占有し自らの用に供する」^{レール}、それでも断わっておいたように、これはドイツ語第二版に属する部分である。
- (142) 前註 (132) および (133) で指摘しておいたように、この (五) 箇所はいずれもドイツ語第一版には属していない。
- (143) 前註 (11) に紹介したケーブラーの見解と私見とを比較されたい。
- (144) ラント法の場合については、特に拙稿「相統法の位置」、四・(二)、六五頁以下で論じておいた。
- (145) この点に関連して、前註 (113) 所引のレーン法七九・一が、「家臣たちが、帝国の命により、彼等の所領のゆえに、彼等の主君のためにレーン法 (裁判) を助けるべき間は、彼等は帝国勤務中である」としていることを、もう一度想起されたい。ザクセンシュペーゲルにおけるレーン法 (裁判権) は、国王に始まるだけでなく (あるいはむしろ、国王に始まるという理由で)、最後再び国王の手に集約される仕組みになっているのである。
- (146) 前註 (96) を参照されたい。
- (147) ただし、われわれが「レーン能力」の意味に解し、(二)・(一)・(a) にまとめたものうち次の四箇所は、具体的実質的には、いずれも「相統権」にかかわるケースである。ラント法一・三・三 (前註 (82) に対応する本文)、一・二五・二および三 (前註 (84) および (85))、ラント法三・六三・二 (前註 (83) に対応する本文)。このうち、一・三・三はドイツ語第二版に属するが、他はドイツ語第一版からのものである。したがって lenrecht II 「相統権」という用語法そのものが新しいわけではなく、lenrecht II 「相統法」という用語法が新しいのである。

Landrecht und Lehnrecht im Sachsenspiegel (I).

Takeshi ISHIKAWA*

In diesem Aufsatz soll zunächst der Wortgebrauch von *lantrecht* und *lenrecht* im Sachsenspiegel erschöpfend untersucht und daraufhin die Beziehung beider Rechten miteinander klargestellt werden.

Aus technischen Gründen ist der Aufsatz jedoch in zwei Teile zu verteilen. Zweckmäßiger wäre es also, deutsche Zusammenfassung erst dem 2. Teil in geschlossener Gestalt beizulegen.

*Professor für (westliche) Rechtsgeschichte an der juristischen Fakultät der Hokkaido-Universität.